

甲賀市
避難勧告等に関するマニュアル

令和元年7月
甲賀市防災会議

避難勧告等に関するマニュアル 目次

はじめに

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B-2
- 2 本マニュアルでの対象災害種別・・・・・・・・ B-3
- 3 避難勧告等の判断・伝達フロー・・・・・・・・ B-4

第I編 水害

- 1 対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・ B-8
- 2 避難勧告等の対象とする区域・・・・・・・・ B-9
- 3 避難勧告等の発令の判断基準・・・・・・・・ B-15
- 4 避難勧告等の伝達内容・・・・・・・・ B-29

第II編 土砂災害

- 1 対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・ B-31
- 2 避難勧告等の対象とする区域・・・・・・・・ B-32
- 3 避難勧告等の発令の判断基準・・・・・・・・ B-38
- 4 避難勧告等の伝達内容・・・・・・・・ B-42

第III編 共通

- 1 自然災害の発生が想定される際の情報分析・・・・ B-44
- 2 避難勧告等の情報伝達・・・・・・・・ B-45

はじめに

1. はじめに

本マニュアルは、内閣府が平成31年3月に改正した「避難勧告等に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」と呼ぶ。)を踏まえ、水害・土砂災害に係る避難勧告等の発令基準等を取りまとめたものである。

なお、本マニュアルは、最新の制度・基準等に基づいて、今後も適宜、更新を行うものとする。

<ガイドラインのポイント>

(H17に策定、H26に全面改定、H27に一部改定、H29に改定、**H31に一部改定**)

避難行動

1. 居住者等が自らの判断で自発的かつ速やかに避難行動をとること。
2. 入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくこと。
3. 市は、指定緊急避難場所と指定避難所は早期に指定を完了させ、居住者・施設管理者等に十分に周知をはかること。
4. 市は、指定緊急避難場所や避難経路を確保できない場合、市町村の区域を越えた避難の在り方を検討すること。
5. 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図ること。

情報伝達

1. 災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知すること。
2. 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達すること。
3. 避難等の対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること。
4. 自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平時から施設管理者に周知すること。
5. 可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることで伝達し、各伝達手段の点検や、災害を想定した操作訓練等を行うこと。
6. 防災気象情報等と地方公共団体が発令する避難勧告等と避難情報を連携させること。

発令基準

1. 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すこと。そのための具体的でわかりやすい判断基準を設定すること。
2. 避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令すること。
3. 指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態でも災害が切迫した状態であれば、原則として避難勧告等を発令すること。

4. 警戒レベルの導入とこれに対応して居住者等に求める行動を明示する。
5. 警戒レベル5 災害発生情報を導入すること。

防災体制

1. 様々な災害発生状況を考慮した避難勧告発令の訓練を定期的実施すること。
2. 河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくこと。
3. 地域における防災力の強化をはかること。
4. 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保すること。

2. 本マニュアルでの対象災害種別

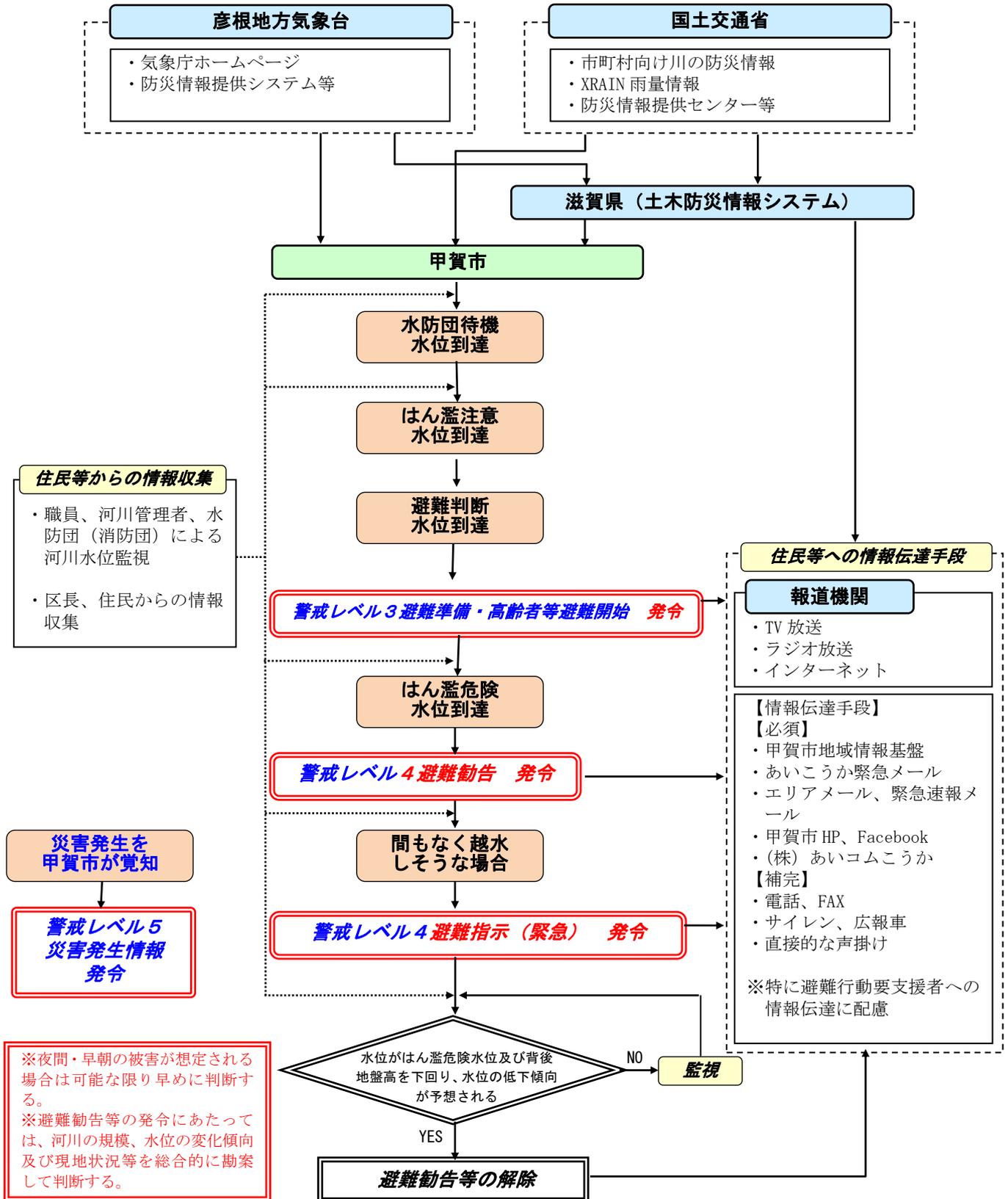
本マニュアルで避難勧告等の発令対象とする災害は、以下の2種類とする。

- ① 水害
- ② 土砂災害

3. 避難勧告等の判断・伝達フロー

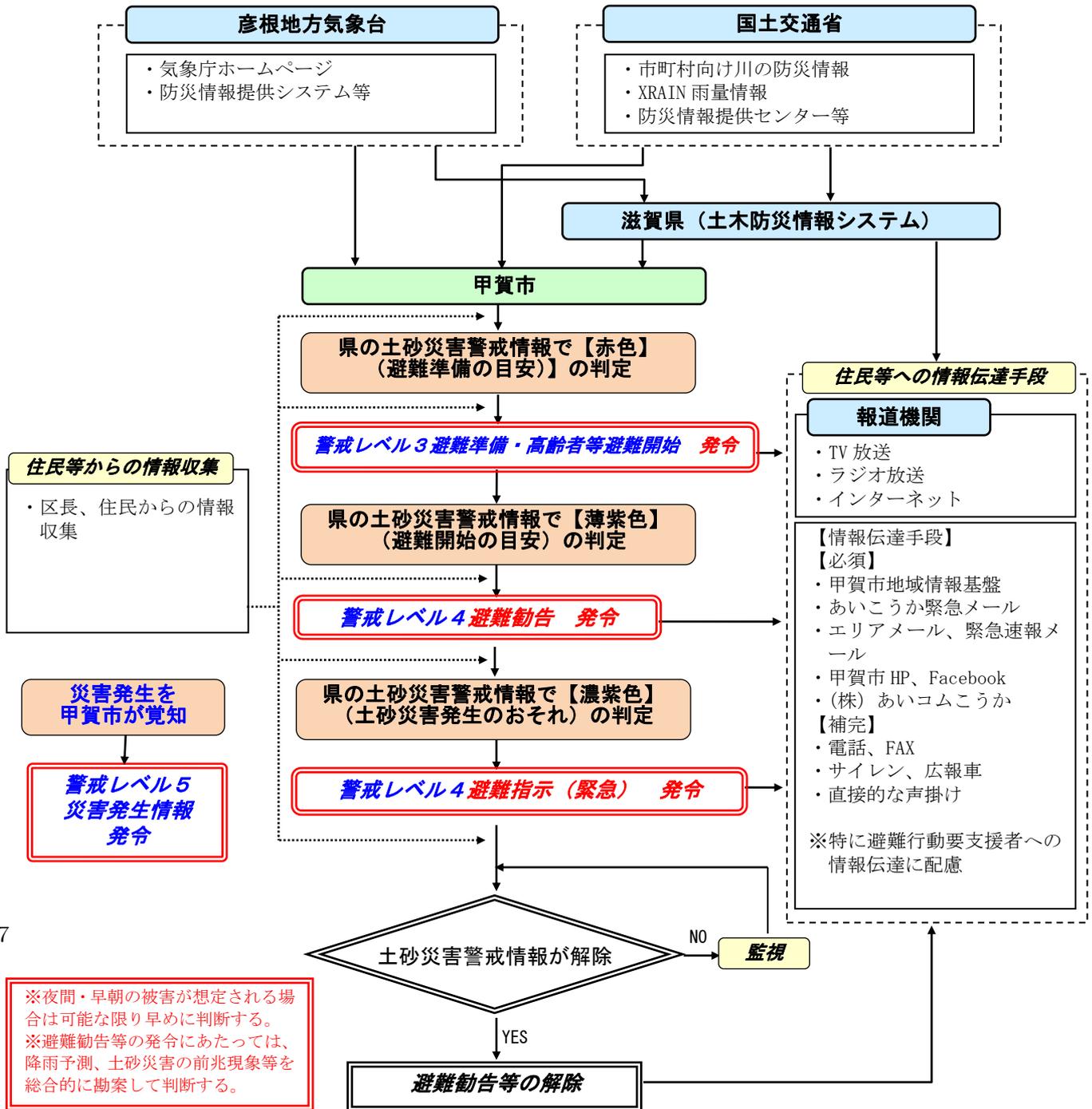
大雨注意報や大雨警報、洪水予報などの気象情報をきっかけに災害配備体制が確立された際、概ね以下の流れで避難勧告等の発令を判断し、その情報を伝達する。

(1) 水害



避難勧告等の判断・伝達フローの概略イメージ（水害）

(2) 土砂災害



特に土砂災害は予測が困難なこと、災害発生時には甚大な被害が生じてしまう可能性があること等を勘案し、避難勧告等の判断にあたっては以下に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署及び関係機関等と市が積極的に情報交換を行うこと。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行いつつ、降雨の状況や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により市が収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等の判断・伝達フローの概略イメージ (土砂災害)

水害時の避難勧告等の判断・伝達フロー

避難情報		【警戒レベル3】避難準備情報(高齢者等避難開始) 避難準備・高齢者等避難開始発令	【警戒レベル4】避難勧告発令	【警戒レベル4】避難指示(緊急)発令	【警戒レベル5】災害発生情報発令	
分析（該当する項目にチェック；1つでも該当した場合に各種情報を発令） ただし、判断基準を満たさない場合においても、市長が避難勧告が必要と認めるときは、この限りではない。						
情報	項目					
気象情報	入手情報	次警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報、②洪水警報、③暴風警報、④大雪警報、⑤暴風雪警報	次警報の1以上が発表され、本市に災害が発生するおそれが高いと市長が認めるとき ①大雨警報、②洪水警報、③暴風警報、④大雪警報、⑤暴風雪警報			
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	・当日の日連続雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。	・当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続く予想されるとき。	・当日の日雨量が150mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が150mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続く予想されるとき。		
	気象庁HP(アメダス、観測所雨量・降水短時間予報) (URL)	前日までの連続雨量が1mm(降水記録あり)~150mmの場合	・当日の日連続雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。	・当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続く予想されるとき。	・当日の日雨量が180mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が180mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続く予想されるとき。	
	川の防災情報(テレメータ雨量) (URL)	前日までの降雨がない場合	・当日の日連続雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が予想されるとき。 ・気象情報などで、時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続く予想されるとき。 ・信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超える予想されるとき。	・当日の日連続雨量が100mmを超え、時間雨量50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続く予想されるとき。 ・当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続く予想されるとき。 ・信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超えたとき。	・当日の日雨量が200mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が200mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続く予想されるとき。 ・当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続く予想されるとき。 ・信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が200mmを超えたとき。	
	XRAIN (URL)	記録的短時間雨量(道庁発表基準:時間雨量90mm)	記録的短時間大雨情報が発表	記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が2時間以上降り続く予想されるとき。	記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の豪雨が1時間以上降り続く予想されるとき。	
河川水位	野洲川上流及び柚川の水位に基づく基準	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内にはん濫危険水位に達する見込みがある場合(水口橋⇒貴生川小学校区・柏木小学校区)(北橋⇒甲南第一小学校区・貴生川小学校区)又は、はん濫警戒水位が発令された場合 ・水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が100cm未満となったとき	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、1時間以内に越水する見込みがある場合(水口橋⇒貴生川小学校区・柏木小学校区)(北橋⇒甲南第一小学校区・貴生川小学校区) ・水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が50cm未満となったとき	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合又は 越水した 場合 ・水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が90cm未満となったとき	・決壊や越水・溢水が発生した場合	
	川の防災情報(テレメータ水位) (URL)	水位周知河川(大戸川)の水位に基づく基準	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内にはん濫危険水位に達する見込みがある場合(大戸川地橋⇒豊井小学校区) ・三代出先で堤防の最も低いところ、流水面との差が50cm未満となったとき(信楽小学校区)	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合又は 越水した 場合 ・三代出先で堤防の最も低いところ、流水面との差が10cm未満となったとき		
	水位情報周知されないがはん濫注意・はん濫危険水位の基準がある一級河川の基準	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内に「はん濫危険水位」に達する見込みがある場合	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」をはるかに超え、越水すると判断される場合	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合又は 越水した 場合		
	基準のない一級河川・準用河川・普通河川の基準	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が堤防天端高から50cm未満となったとき ・近隣で浸水の危険が高い場合	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が堤防天端高から30cm未満となったとき ・近隣で浸水の危険が高い場合	・大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が堤防天端高から10cm未満となったとき ・近隣で浸水の危険が高い場合		
土砂災害警戒情報	県土砂災害警戒情報に基づく基準土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報	・県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安(赤色)」と判定された場合	・県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ(薄紫色)」と判定された場合 ・土砂災害警戒情報が発令された場合	・県土砂災害警戒情報において、当該地域が「土砂災害発生のおそれ・土砂災害基準超過(濃紫色)」と判定された場合		
経路別(市民等から寄せられる現地からの情報)			・破堤につながるような漏水等が発見された場合 ・破堤が決壊し、土砂崩壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ・風門、水門等の施設が機能不全が発見された場合			
その他(深夜や翌日の早朝に避難が必要となることが予測される場合。)		・15:30時点で、累積雨量が100mm以上で、気象情報などで、さらに100mm以上の降雨が予想される場合。 ・15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、深夜・早朝に「はん濫危険水位」に達する見込みがある場合 ・15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が100mm以上の降雨が予想される場合。	・15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報などで、さらに150mm以上の降雨が予想される場合。 ・15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、深夜・早朝に越水する見込みがある場合 ・15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が150mm以上の降雨が予想される場合。	・15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報などで、さらに200mm以上の降雨が予想される場合。 ・15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、深夜・早朝に河川の越水が見込まれる場合 ・15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が200mm以上の降雨が予想される場合。		

上記の項目の1つ以上が該当する場合は、下記の避難関連情報を発令し、関係機関に発令状況に応じた指示を伝達する。

避難情報	【警戒レベル3】避難準備情報(高齢者等避難開始) 避難準備・高齢者等避難開始発令	【警戒レベル4】避難勧告発令	【警戒レベル4】避難指示(緊急)発令	【警戒レベル5】災害発生情報発令
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

伝達方法	関係機関	伝達内容(伝達完了後にチェック)
甲賀市緊急情報伝達システム(特定配信メール)	職員	【避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始)の発令】 災害発生本部よりお知らせします。 本日〇時〇分甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町〇〇区に避難準備情報を発令します。 【避難準備・高齢者等避難開始の発令】 こちらは甲賀市災害対策本部です。 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令します。 対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。 各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。 なお、現場での情報は必ず所属長(責任者)に報告し、所属長(責任者)において重要な情報は、本部まで報告してください。
甲賀市緊急情報伝達システム(特定配信メール)	区・自治会(自主防災組織)、市議会議長、民生委員・児童委員、防災士連絡会登録防災士	【避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始)の発令】 甲賀市災害発生本部よりお知らせします。 本日〇時〇分甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町〇〇区に避難準備情報を発令しました。 【避難準備・高齢者等避難開始の発令】 こちらは甲賀市災害対策本部です。 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。 対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。 該当地域におかれましては、避難をされる方が、準備を始めてください。 また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。 土山地域は0748-66-1101 甲賀地域は0748-88-4101 甲南地域は0748-86-8010 信楽地域は0748-82-1121 水口地域は0748-69-2105、不通時0748-65-0650
甲賀市地域情報基盤(音声放送・屋外拡声器・光ケーブルテレビ・ビデオ放送・手話放送等)		【避難準備情報(高齢者等避難開始)の発令】 〇〇区〇〇地区において、土砂災害の発生する危険が高いため、〇〇地区の皆さんは避難準備を始めてください。また、高齢者の方等移動に時間を要する方は、緊急避難場所へ移動してください。なお、緊急避難場所へ移動してください。こちらは甲賀市災害対策本部です。 【避難準備・高齢者等避難開始の発令】 こちらは甲賀市災害対策本部です。 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。それ以外の方は気象情報に注意し、避難の準備を始めてください。 対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。 【台風〇〇号/大雨 など】により【〇〇川】が氾濫の恐れのある水位に近づいています など、指定緊急避難場所などに避難してください。避難の際はご注意ください。避難の際は毛布や食料を持参してください。
あいこうが緊急メール	市民	【避難準備情報(高齢者等避難開始)の発令】 〇〇区〇〇地区において、土砂災害の発生する危険が高いため、〇〇地区の皆さんは避難準備を始めてください。また、高齢者の方等移動に時間を要する方は、緊急避難場所へ移動してください。なお、緊急避難場所へ移動してください。こちらは甲賀市災害対策本部です。 【避難準備・高齢者等避難開始の発令】 こちらは甲賀市災害対策本部です。 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。それ以外の方は気象情報に注意し、避難の準備を始めてください。 対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。 【〇〇川】が氾濫する恐れのある水位に近づいています など、指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所から山から離れた高いところに緊急に避難してください。
エリアメール、緊急連絡メール		【避難準備情報(高齢者等避難開始)の発令】 甲賀市災害発生本部よりお知らせします。 本日〇時〇分甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町〇〇区に避難準備情報を発令しました。 【避難準備・高齢者等避難開始の発令】 こちらは甲賀市災害対策本部です。 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。それ以外の方は気象情報に注意し、避難の準備を始めてください。 対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。 【〇〇川】が氾濫する恐れのある水位に近づいています など、指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所から山から離れた高いところに緊急に避難してください。
甲賀市ホームページ、Facebook		【避難準備情報(高齢者等避難開始)の発令】 甲賀市災害発生本部よりお知らせします。 本日〇時〇分甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町〇〇区に避難準備情報を発令しました。 【避難準備・高齢者等避難開始の発令】 こちらは甲賀市災害対策本部です。 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。それ以外の方は気象情報に注意し、避難の準備を始めてください。 対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。 【〇〇川】が氾濫する恐れのある水位に近づいています など、指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所から山から離れた高いところに緊急に避難してください。
(株)あいコムこうが(音声放送・光ケーブルテレビ放送等)		【避難準備情報(高齢者等避難開始)の発令】 甲賀市災害発生本部よりお知らせします。 本日〇時〇分甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町〇〇区に避難準備情報を発令しました。 【避難準備・高齢者等避難開始の発令】 こちらは甲賀市災害対策本部です。 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。それ以外の方は気象情報に注意し、避難の準備を始めてください。 対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。 【〇〇川】が氾濫する恐れのある水位に近づいています など、指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所から山から離れた高いところに緊急に避難してください。
①道庁県民情報システム(Lアラート)、②電話、③FAX	県(メディア)	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) 避難準備・高齢者等避難開始の発令発令の報告
①電話、②FAX	地方気象台	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) 避難準備・高齢者等避難開始の発令発令の報告
①電話、②FAX	警察	避難勧告発令の報告
①電話、②FAX	消防署	避難勧告発令の報告
平常時と同じ(図表からの指示による。)	市消防団	
電話、FAX、メール等	要配慮者利用施設	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) 避難準備・高齢者等避難開始の発令発令の伝達
完了チェック		

第 I 編 水害

1. 対象とする災害

避難勧告等の対象となる水害は、甲賀市防災マップの浸水想定区域図と地先の安全度マップの対象外力を基本とする。

(1) 浸水想定区域図（洪水予報河川：野洲川・杣川、水位周知河川：大戸川）

■災害シナリオ

- ・比較的大きな河川（野洲川、杣川、大戸川）の堤防がそれぞれ決壊した場合に想定される浸水範囲と浸水深を示している。（外水はん濫のみを考慮）

■想定雨量

<野洲川・杣川>

- ・日雨量 350mm の大雨が流域一様に降る

<大戸川>

- ・9 時間雨量 157mm の大雨が黒津地点上流域で降る

(2) 地先の安全度マップ

■災害シナリオ

- ・河川、水路等がはん濫した場合に想定される浸水範囲と浸水深を示している。（外水はん濫と内水はん濫を考慮）

■想定雨量

- ・時間最大雨量 109mm、24 時間雨量 529mm の大雨が流域一様に降る

※詳細については、甲賀市防災マップ参照

1. 地先の安全度マップとは

地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。

※平成 24 年 9 月 18 日～平成 25 年 8 月 13 日に市町毎に公表したものです。

なお、滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく「想定浸水深」の設定（公表）は、別のサイトに公表しています。

どれくらいの雨の時にご自宅などの近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したものです。

例えば、10 年に一度程度降る雨（概ね 1 時間に 50mm）、100 年に一度程度降る雨（概ね 1 時間 109mm）が発生した場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかをご覧くださいことができます。

大雨が降ると集落内やその周辺を流れる水路や農業用排水路など、小さな川や水路があふれる場合があります。また、さらに雨が降り続けると大きな川の堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生することも想定されます。

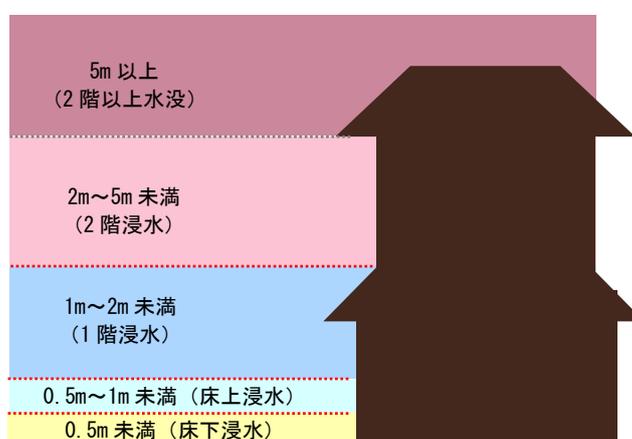
（滋賀県 HP より出典）

2. 避難勧告等の対象とする区域

水害で避難勧告等の対象となる区域は、各河川の洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本となる。

また、市街地、住宅地において、家屋が浸水する場合の想定浸水深と家屋被害の概ねの関係を下記に示す。

想定浸水深	災害の様相
0.5m～1.0m 未満	床上浸水
1.0m～2.0m 未満	1階浸水
2.0m～5.0m 未満	2階浸水
5.0m 以上	2階以上水没



想定浸水深と家屋浸水被害の概略イメージ

避難勧告等の対象とする区域

学区	区・自治会	地域内の想定 最大浸水深	緊急避難場所	備考	
水口	第1区	5.0m以上の区域	大師寺本堂、秋葉草の根集会所、片町集会所、松原町集会所、作坂町集会所		
	第2区	1.0～2.0m未満の区域	葛籠町草の根集会所、旅籠町老人憩いの家、柳町ふれあい館、		
	第3区	1.0～2.0m未満の区域	東町公民館		
	第4区		湯屋町集会所※、滝町草の根集会所、池田町集会所	※地震時は広場へ	
	第5区	0.5m未満の区域	呉服町集会所		
	第6区	0.5m未満の区域	水口東部コミュニティセンター		
	第7区	0.5m未満の区域	水口東部コミュニティセンター		
	第8区	0.5m未満の区域	米屋町集会所		
	第9区	1.0～2.0m未満の区域	第9区公民館※	※地震は調整中	
	南	1.0～2.0m未満の区域	南区草の根ハウス		
	第10区	2.0～5.0m未満の区域	国造神社※	※地震時は駐車場へ	
	第11区	0.5m未満の区域	ぬしや町草の根集会所、中之町公民館		
	第12区	0.5～1.0m未満の区域	第12区老人憩の家		
	第13区	1.0～2.0m未満の区域	天理教水口大教会集会所		
	幸ヶ平	2.0～5.0m未満の区域	幸ヶ平草の根集会所※	※地震時は前の広場へ	
	朝日が丘		水口北部コミュニティセンター		
	古城が丘		水口北部コミュニティセンター		
	東古城が丘		古城が丘集会所※	※地震時は広場へ	
	古城が丘緑		城山中学校		
	松尾		松尾草の根ハウス※1、願隆寺※2	※1地震時は公民館駐車場へ、※2地震時は境内へ	
	松尾団地		松尾団地草の根ハウス		
	水口松尾台		水口松尾台集会所		
	岡の郷		岡の郷自治会館		
	古城が丘南		水口北部コミュニティセンター		
	警察官舎		水口北部コミュニティセンター		
	古城が丘団地		水口北部コミュニティセンター		
	綾野	第14区	0.5～1.0m未満の区域	水口西保育園※	※地震時はグラウンドへ
		第15区	1.0～2.0m未満の区域	天神町集会所	
第16区		1.0～2.0m未満の区域	郷山草の根ハウス、綾野会館		
第17区		1.0～2.0m未満の区域	美濃部・八幡町集会所、田中公民館		
城南		1.0～2.0m未満の区域	城南町集会所※	※地震時は前の広場へ	
第18区		1.0～2.0m未満の区域	藤栄会館		
第19区			第19区公民館		
第20区		0.5m未満の区域	第20区公民館		
第21区			藤栄会館		
第22区			内殿会館		
林口		0.5～1.0m未満の区域	五十鈴会館		
名坂		1.0～2.0m未満の区域	名坂公民館		
東名坂		2.0～5.0m未満の区域	東名坂草の根ハウス※	※隣に公園(950㎡)あり	
名坂堂山		0.5～1.0m未満の区域	堂山草の根ハウス		
城内		0.5～1.0m未満の区域	水口中央公民館		
本丸			水口中央公民館		
梅の木		2.0～5.0m未満の区域	梅の木集会所※	※地震時は広場へ	
あやの中央		0.5m未満の区域	綾野小学校		
南林口・的場		0.5m未満の区域	水口中央公民館		

学区	区・自治会	地域内の想定 最大浸水深	緊急避難場所	備考
伴谷	八田	2.0～5.0m未満の区域	八田公民館	
	春日		春日公民館	
	下山	2.0～5.0m未満の区域	下山公民館	
	伴中山	2.0～5.0m未満の区域	伴中山公民館	
	山		山集会所	
	広野台東	1.0～2.0m未満の区域	広野台東集会所	
	広野台西	2.0～5.0m未満の区域	広野台西区集会所	
	桜ヶ丘		桜ヶ丘集会所	
	第三水口台		第三水口台区集会所	
	第四水口台		ふれあい会館	
	菅谷		菅谷集会所	
柏木	泉	2.0～5.0m未満の区域	泉公民館	
	酒人	2.0～5.0m未満の区域	酒人公民館	
	植	2.0～5.0m未満の区域	植公民館	
	宇田	2.0～5.0m未満の区域	宇田公民館	
	北脇	2.0～5.0m未満の区域	北脇公民館	
	山手	0.5～1.0m未満の区域	山手区草の根集会所	
	宮前	0.5m未満の区域	宮前集会所	
	大法寺	0.5m未満の区域	大法寺集会所	
	柏貴	2.0～5.0m未満の区域	柏貴草の根ハウス	
貴生川	虫生野	2.0～5.0m未満の区域	虫生野会館、虫生野駅前集会所※	※地震時は前の広場へ
	貴生川第1	0.5～1.0m未満の区域	西内貴農事改良センター、東内貴会館	
	貴生川第2	1.0～2.0m未満の区域	貴生川駅前集会所	
	貴生川第3	2.0～5.0m未満の区域	天理教甲賀大教会	
	北内貴	2.0～5.0m未満の区域	北内貴山尾館	
	宇川	5.0m以上の区域	宇川会館※、宇川会議所※、天理教甲賀大教会	※河川の洪水のおそれのある場合は、洪水の状況により天理教甲賀大教会を避難場所とする。
	岩坂	5.0m以上の区域	岩坂公民館	
	高山	2.0～5.0m未満の区域	高山会館	
	三大寺	5.0m以上の区域	休養センターいみみち館	
	かふかの丘	0.5～1.0m未満の区域	かふかの丘区集会所	
	三本柳	2.0～5.0m未満の区域	貴生川小学校	
	牛飼	2.0～5.0m未満の区域	牛飼公民館	
	柚中	2.0～5.0m未満の区域	柚中公民館※	※地震時は前の広場へ
山上	2.0～5.0m未満の区域	休養センターやまびこ館、山上公民館、貴生川台自治会集会所		
岩上	中畑	1.0～2.0m未満の区域	中畑集会所※	※地震時は前の広場へ
	新城	5.0m以上の区域	J A ゆうハートつない手※1、新城会議所※2、永福寺※3、新城草の根集会所、さわらびグループホーム むくの木、市営住宅竜が丘団地集会所	※1地震時は駐車場へ ※2地震時は永福寺前公園へ ※3地震時は前の公園へ
	城が丘		城が丘団地集会所※	※地震時は前の広場へ
	つつじが丘	1.0～2.0m未満の区域	つつじが丘集会所	
	今郷	5.0m以上の区域	今郷公民館	
	巖峨	5.0m以上の区域	巖峨草の根ハウス	
	和野	5.0m以上の区域	和野草の根集会所	
	西ヶ瀬		市営住宅竜が丘団地集会所	
鮎河	大河原1		かもしか荘（あいの土山都市との交流センター）※	※土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
	大河原2		かもしか荘（あいの土山都市との交流センター）※	

学区	区・自治会	地域内の想定 最大浸水深	緊急避難場所	備考
鮎河	東野 1		東野集落センター	
	東野 2		見性庵（本堂）	
	西野 1		鮎河公民館	
	西野 2		鮎河公民館	
山内	黒滝	1.0～2.0m未満の区域	黒滝農作業休養センター※	※土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
	上の平	2.0～5.0m未満の区域	上の平農作業休養センター（上の平公民館）	
	中之組	5.0m以上の区域	中之組公民館	
	川西	2.0～5.0m未満の区域	ふるさと生きがいセンター六友館	
	黒川市場	5.0m以上の区域	黒川市場公民館	
	猪鼻	5.0m以上の区域	猪鼻集会所	
	山中	2.0～5.0m未満の区域	山中公民館	
	笹路	5.0m以上の区域	山内南コミュニティセンター※	※土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
	山女原		山女原公民館	
土山	南東	5.0m以上の区域	土山体育館	
	南中	5.0m以上の区域	土山小学校、 土山中央公民館（お茶のみホール）	
	南西	5.0m以上の区域	土山中央公民館（お茶のみホール）、 ダイヤモンド滋賀白川寮	
	北東	5.0m以上の区域	土山体育館	
	北芝		土山体育館	
	北中	2.0～5.0m未満の区域	土山小学校、 土山中央公民館（お茶のみホール）、 土山開発センター	
	北西	5.0m以上の区域	土山開発センター	
	平子	2.0～5.0m未満の区域	平子集会所	
	東瀬音	5.0m以上の区域	東瀬音集会所	
	西瀬音	5.0m以上の区域	西瀬音老人憩の家	
	青土	5.0m以上の区域	青土集落センター	
	野上野	5.0m以上の区域	野上野公民館	
	大澤	2.0～5.0m未満の区域	大澤公民館	
	緑ヶ丘1-1、 1-2		土山開発センター	
	緑ヶ丘5		西瀬音集会所	
大野	頓宮	2.0～5.0m未満の区域	頓宮公民館	
	前野	5.0m以上の区域	前野集会所	
	市場	5.0m以上の区域	市場区自治会館	
	徳原	5.0m以上の区域	徳原区自治会館	
	三軒家	1.0～2.0m未満の区域	大野公民館	
	片山	2.0～5.0m未満の区域	片山集会所	
	今宿	2.0～5.0m未満の区域	今宿公民館	
	里	1.0～2.0m未満の区域	里草の根ハウス（若王寺境内）	
	新里	2.0～5.0m未満の区域	新里老人憩の家	
	末田	1.0～2.0m未満の区域	梅田会館	
	寺前	1.0～2.0m未満の区域	里公民館	
	布引	1.0～2.0m未満の区域	滋賀県立淡海学園	
	第2緑ヶ丘		片山集会所	
	香野団地	0.5～1.0m未満の区域	大野公民館	

学区	区・自治会	地域内の想定 最大浸水深	緊急避難場所	備考
大原	櫛野	5.0m以上の区域	櫛野いこいの家	
	神	5.0m以上の区域	里山かむら交流館	
	大原上田	5.0m以上の区域	大原上田公民館	
	大久保	2.0～5.0m未満の区域	大久保営農センター	
	大原中	2.0～5.0m未満の区域	大原中公民館、大原中7・8組集会所、 大原中11・12組集会所※	※地震・土砂災害時は大原 中公民館へ
	拝坂	0.5m未満の区域	拝坂草の根ハウス	
	鳥居野	2.0～5.0m未満の区域	鳥居野コミュニティセンター	
	相模	2.0～5.0m未満の区域	草の根ハウス相模会館	
	大原市場	5.0m以上の区域	夫婦池ハウス、大原市場公民館	
	高野	5.0m以上の区域	高野公民館	
油日	油日	2.0～5.0m未満の区域	油日会館※	※地震時は西のグランドへ
	上野	2.0～5.0m未満の区域	上野会館	
	鹿深台		鹿深台草の根ハウス	
	田堵野	2.0～5.0m未満の区域	田堵野会館※	※地震時は駐車場へ
	滝	2.0～5.0m未満の区域	滝公民館	
	毛枚	5.0m以上の区域	油日小学校	
	和田	2.0～5.0m未満の区域	和田公民館、老人憩の家	
	高嶺	2.0～5.0m未満の区域	草の根ハウス高嶺会館	
	五反田	2.0～5.0m未満の区域	五反田会館※	※地震時はホールへ
佐山	小佐治	2.0～5.0m未満の区域	小佐治老人憩いの家 やすらぎ荘、 佐山小学校※	※0.5m未満の浸水の可能性 があるので、移動時には十 分に注意が必要。浸水の可 能性が高まった場合には2 階以上に避難してくださ い。
	神保	1.0～2.0m未満の区域	神保自治会館	
	隠岐	2.0～5.0m未満の区域	隠岐集会所	
	岩室	5.0m以上の区域	大福寺※、善福寺荘※、甲賀木彩館	※地震時は、甲賀木彩館へ
甲南第一	寺庄	5.0m以上の区域	寺庄公民館、寺庄集会所（日吉神社横）、 稲荷町自治会事務所、甲南中学校	
	葛木	2.0～5.0m未満の区域	葛木公民館	
	深川	5.0m以上の区域	甲南図書交流館	
	深川市場	2.0～5.0m未満の区域	甲南図書交流館	
	稗谷	2.0～5.0m未満の区域	稗谷公民館※、稗谷老人憩いの家、 甲南青少年研修センター	※地すべり地区のため、危 険性が高まった場合は甲南 青少年研修センターに避難 してください。
	森尻	2.0～5.0m未満の区域	矢川神社（矢川会館）	
	宝木	2.0～5.0m未満の区域	矢川神社（矢川会館）	
	耕心	2.0～5.0m未満の区域	耕心区草の根ハウス	
	ニューポリ ス	2.0～5.0m未満の区域	ニューポリスみちくさ館、甲南ふれあいの館、ニューポリ ス草の根ハウス公民館、甲南青少年研修センター	
甲南第二	杉谷	5.0m以上の区域	杉谷新田公民館、 杉谷公民館※	※0.5m未満の浸水の可能性 があるので、移動時には十 分に注意が必要。浸水の可 能性が高まった場合には2 階以上に避難してくださ い。
	新治	2.0～5.0m未満の区域	新治草の根ハウス※、新治上団地草の根ハウス、 椿黒団地草の根ハウス	※地震の時は前の公園へ
	塩野	2.0～5.0m未満の区域	塩野草の根ハウス	
	市原	2.0～5.0m未満の区域	市原公民館	
甲南第三	柑子	2.0～5.0m未満の区域	柑子公民館	
	下野川	1.0～2.0m未満の区域	下野川公民館※	※地震の時は前の広場へ
	上野川	1.0～2.0m未満の区域	上野川公民館※	※地震の時は前の広場へ
	下馬杉	2.0～5.0m未満の区域	甲南第三小学校※	※敷地の一部が土砂災害警 戒区域にあるため土砂災害 の可能性が高まった場合 は、山開からできるだけ離 れるか、2階以上に避難し てください。

学区	区・自治会	地域内の想定 最大浸水深	緊急避難場所	備考
甲南中部	上馬杉	2.0～5.0m未満の区域	上馬杉草の根ハウス※	※地すべり区域に隣接しているため、土砂災害時は、甲南第三小学校等へ避難してください。
	池田	2.0～5.0m未満の区域	池田コミュニティセンター	
	池田団地	0.5m未満の区域	池田団地自治会館	
	磯尾	2.0～5.0m未満の区域	上磯尾公民館、磯尾多目的集会所、岩附神社社務所	
	竜法師	5.0m以上の区域	竜法師公民館	
	野尻	5.0m以上の区域	野尻公民館	
	野田	2.0～5.0m未満の区域	野田公民館	
希望ヶ丘	希望ヶ丘	2.0～5.0m未満の区域	希望ヶ丘草の根ハウス、希望ヶ丘防災コミュニティセンター、甲南希望ヶ丘保育園	
	希望ヶ丘本町	0.5～1.0m未満の区域	希望ヶ丘防災コミュニティセンター、希望ヶ丘本町自治会館、甲南のぞみ保育園	
信楽	長野	5.0m以上の区域	信楽伝統産業会館※1、谷川会館※2、二本丸会館、栗林会館	※1地震時は信楽開発センターへ、※2洪水の危険性が高まったら二本丸会館へ
	神山	2.0～5.0m未満の区域	北新田老人憩いの家、南新田老人憩いの家、神山会館、信楽中学校	
	江田	5.0m以上の区域	江田老人憩いの家丸の内分館、江田福祉会館	
	田代		田代高原の郷、田代草の根ハウス※	※地震時は前の広場へ
	畑		畑公民館、天理教柳北信分教会（小畑地区）、MIHO美学院	
雲井	宮町	1.0～2.0m未満の区域	西香院、祇園社、法性寺、天理教宮野里分教会	
	黄瀬	5.0m以上の区域	雲井小学校※、特別養護老人ホーム信楽荘、黄瀬ゲートボール場跡地	※土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
	牧	5.0m以上の区域	雲井地区農村活性化センター、牧公民館、雲井小学校※	
	勅旨	5.0m以上の区域	勅旨公民館、草の根ハウス勅旨高原会館	
	丸岡	0.5m未満の区域	草の根ハウス丸岡会館	
小原	西	2.0～5.0m未満の区域	西老人憩いの家、西教育集会所	
	柞原	5.0m以上の区域	農林漁家婦人活動促進施設柞原会館、小原小学校※	※敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。また、0.5m未満の浸水の可能性があるため、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には2階以上に避難してください。
	中野	0.5m未満の区域	草の根ハウス中野公民館、小原小学校※	
	杉山		杉山老人憩いの家	
	しがらきニュータウン		旧しがらきニュータウン自治会館、しがらきニュータウン区民会館	
	小川	2.0～5.0m未満の区域	小川老人憩いの家、信楽農事集会所小川会館	
	小川出	2.0～5.0m未満の区域	小川出公民館	
朝宮	上朝宮		朝宮コミュニティセンター、上朝宮草の根ハウス	
	下朝宮		下朝宮老人憩いの家	
	宮尻	2.0～5.0m未満の区域	宮尻生活改善センター、宮尻老人憩いの家	
多羅尾	多羅尾	5.0m以上の区域	多羅尾老人憩の家※、多羅尾公民館	※地震時は、前の広場へ

※避難勧告の対象となる「避難勧告等の対象とする区域」は上記のとおりであるが、これらの区域は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したものであり、自然現象のため不測の事態も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断することに留意する。

3. 避難勧告等の発令の判断基準

(1) 基本的な考え方

市は対象とする災害の種別毎に避難勧告等を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらう必要がある。

避難勧告等は、災害種別毎に避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難勧告等は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民に避難行動が必要なかどうか、あらかじめ分かるようにしておく必要がある。

避難勧告等の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしているが、避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

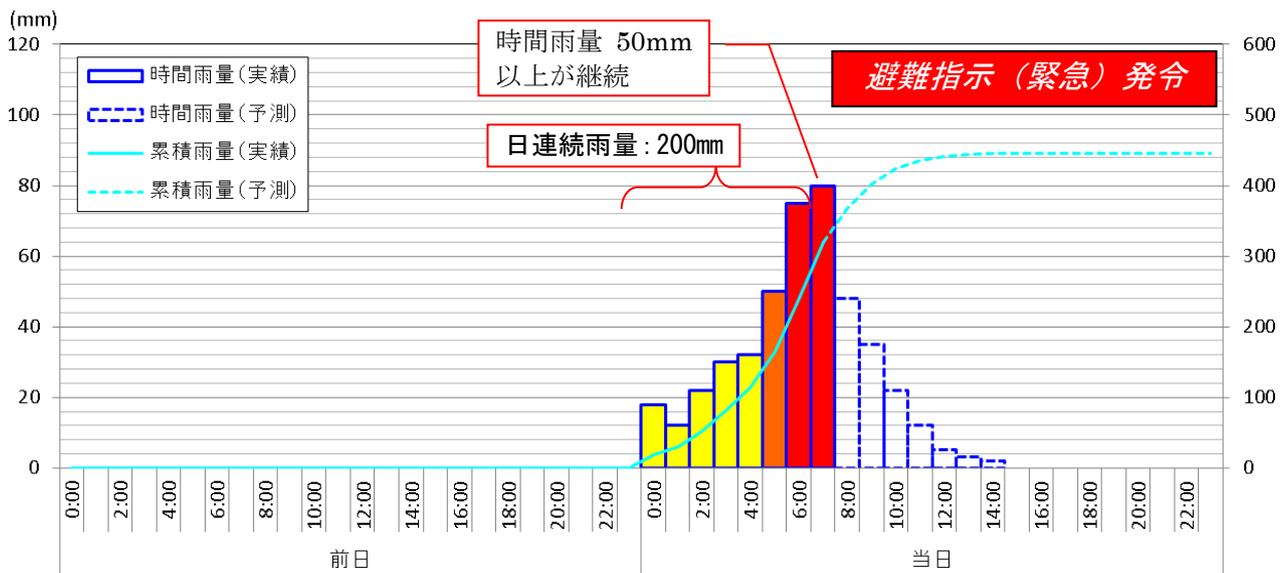
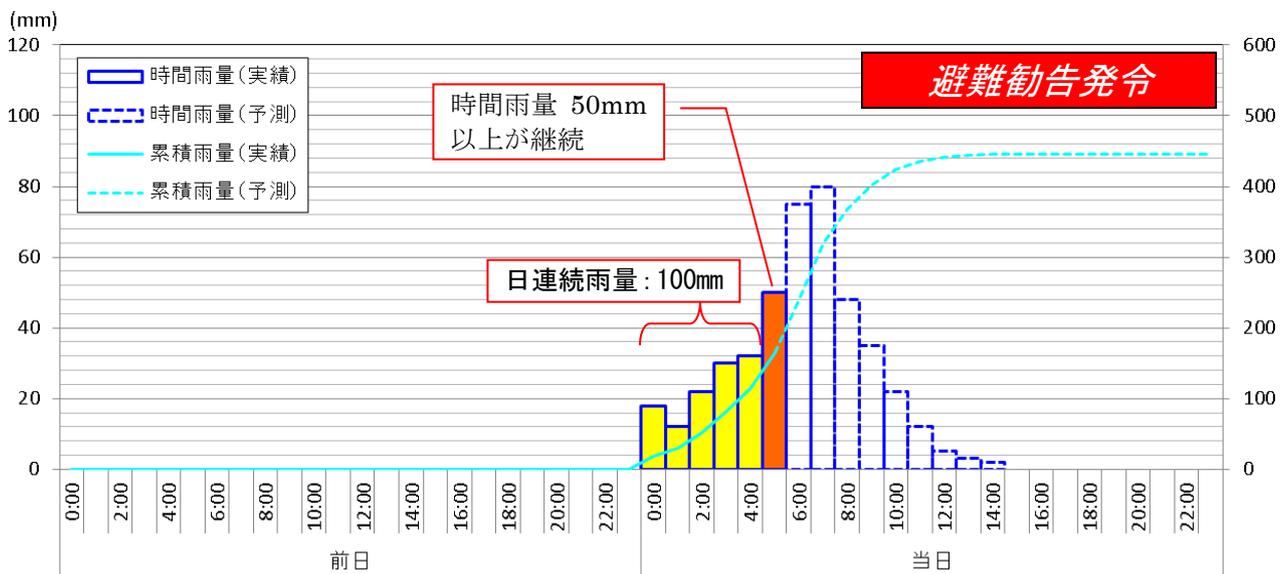
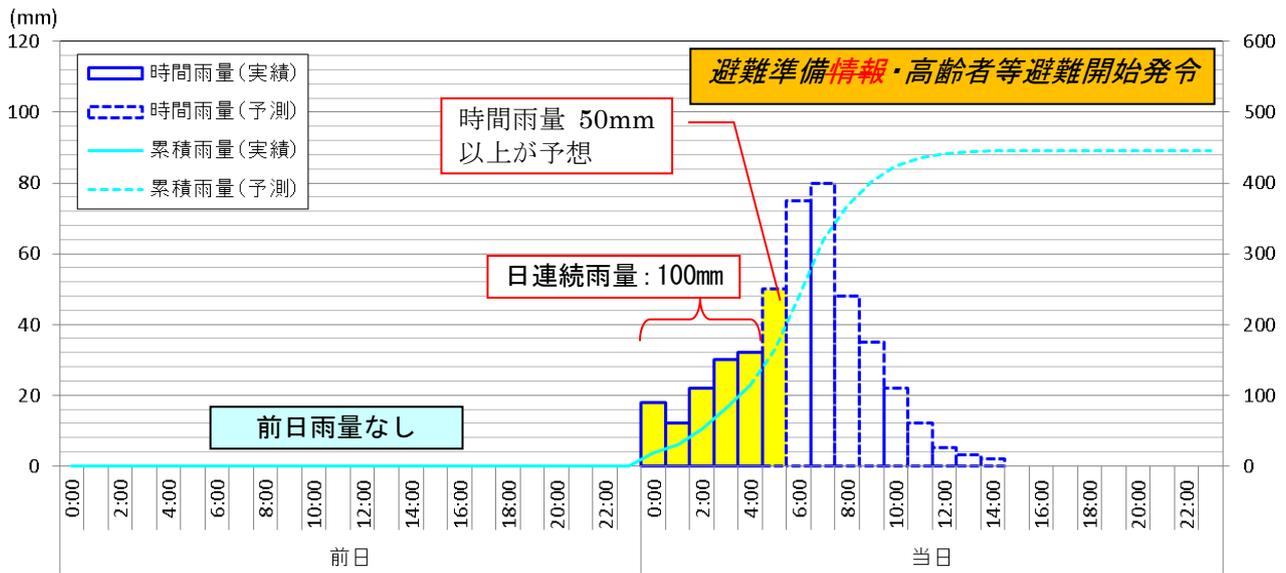
避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

避難情報	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
警戒レベル3 避難準備情報・高齢者等避難開始	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ 要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。
警戒レベル4 避難勧告	全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。
警戒レベル4 避難指示（緊急）	全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行なう。
警戒レベル5 災害発生情報	災害発生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。

(2) 判断基準

本市において避難勧告等の発令基準となる河川は、次のとおりである。

なお、発令にあたっては想定外の事象が発生する可能性を加味しつつ、関係機関と連携し、特に各河川上流の状況に留意するとともに、今後の降雨量の予想等に関し、総合的かつ広域的な情報収集に努め、住民の生命と財産を守ることを第一義に判断を行うものとする。



①野洲川（洪水予報河川）

河川区分	洪水予報河川		
河川の特性	洪水により相当規模以上の損害が発生する可能性のある河川で、水位や流量の予報が行われる河川		
河川名	野洲川		
水位観測所	水口橋水位観測所		
対象地区	柏木小学校区、貴生川小学校区、綾野小学校区、水口小学校区、大野小学校区、佐山小学校区、土山小学校区、鮎河小学校区		
判断のタイミング	日中	夜間・早朝	
警戒レベル3避難準備情報・高齢者等避難開始	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報、②洪水警報、③暴風警報、④大雪警報、⑤暴風雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が100mm以上で、気象情報等で、さらに100mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、深夜・早朝にはん濫危険水位に達する見込みがある場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が100mm以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。 	
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が予想されるとき。 気象情報などで、時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続けると予想されるとき。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超えると予想されるとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表 	
水位	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内にはん濫危険水位に達する見込みがある場合(水口橋→貴生川小学校区・柏木小学校区)。又は、はん濫警戒情報が発令された場合 水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が100cm未満となったとき 		
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安(赤色)」と判定された場合 		
経験則	—		

雨量	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に災害が発生するおそれが高いと市長が認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報、②洪水警報、 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報 	
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 	
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が100mmを超え、時間雨量50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想される時。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超えたとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が2時間以上降り続くと予想される時。 	
水位	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、1時間以内に越水する見込みがある場合(水口橋⇒貴生川小学校区・柏木小学校区) 水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が50cm未満となったとき <p>(注)野洲川ダム及び青土ダムの管理事務所から「ダム操作規則のただし書き操作」を実施すると連絡が入った場合は、洪水の危険性を考慮し避難勧告若しくは避難指示(緊急)を浸水想定区域住民に発令する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報等で、さらに150mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、深夜・早朝に越水する見込みがある場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が150mm以上の降雨が予想される場合。 	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ(薄紫色)」と判定された場合 土砂災害警戒情報の発令された場合 		
経験則	<ul style="list-style-type: none"> 破堤につながるような漏水等が発見された場合 堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合 		

警戒レベル4 避難指示 (緊急)	気象注意報・警報・特別警報	—		
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が150mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が150mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 		
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が180mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が180mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 		
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が200mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が200mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が200mmを超えたとき。 		
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の豪雨が1時間以上降り続くと予想されるとき。 		
	水位	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合 又は越水した場合 水口町新城地先の一部地域においては、岩上橋南詰東側の宅地と流水面との差が30cm未満となったとき <p>(注)野洲川ダム及び青土ダムの管理事務所から「ダム操作規則のただし書き操作」を実施すると連絡が入った場合は、洪水の危険性を考慮し避難勧告若しくは避難指示(緊急)を浸水想定区域住民に発令する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報等で、さらに200mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、深夜・早朝に河川の越水が見込まれる場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が200mm以上の降雨が予想される場合。 	
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「土砂災害発生のおそれ・土砂災害基準超過(濃紫色)」と判定された場合 		
	経験則	—		
	【警戒レベル5】災害発生情報発令	<ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合 		
	解除	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の解除については、水位がはん濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合については、河川からのはん濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。 		

② 杣川（洪水予報河川）

河川区分	洪水予報河川		
河川の特性	洪水により相当規模以上の損害が発生する可能性のある河川で、水位や流量の予報が行われる河川		
河川名	杣川		
水位観測所	北杣橋水位観測所		
対象地区	貴生川小学校区、甲南第一小学校区、甲南第二小学校区、甲南中部小学校区、大原小学校区、油日小学校区		
判断のタイミング	日中	夜間・早朝	
警戒レベル3 避難準備情報・高齢者等避難開始	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報、②洪水警報、③暴風警報、④大雪警報、⑤暴風雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30 時点で、累積雨量が 100mm 以上で、気象情報等で、さらに 100mm 以上の降雨が予想される場合。 15:30 時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、深夜・早朝にははん濫危険水位に達する見込みがある場合 15:30 時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が 100mm 以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が 150mm 以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が 50mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が予想されるとき。 	
	前日までの連続雨量が 1mm(降雨記録あり)～150mm の場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が 80mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が 100mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 50mm 以上の豪雨が予想されるとき。 気象情報などで、時間雨量 80mm 以上の猛烈な雨が 2 時間以上降り続けると予想されるとき。 信楽地域において、2 時間後に降り始めからの連続雨量が 150mm を超えると予想されるとき。 	
	記録的短時間雨量（滋賀県発表基準：時間雨量 90mm）	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表 	
水位	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1 時間以内にははん濫危険水位に達する見込みがある場合、又は、はん濫警戒情報が発令された場合（北杣橋→甲南第一小学校区・貴生川小学校区） 		
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安（赤色）」と判定された場合 		
経験則	—		

雨量	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に災害が発生するおそれが高いと市長が認めるとき <ol style="list-style-type: none"> ①大雨警報、②洪水警報、 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報等で、さらに150mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、深夜・早朝に越水する見込みがある場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が150mm以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が100mmを超え、時間雨量50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超えたとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
水位	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、1時間以内に越水する見込みがある場合(北杣橋⇒甲南第一小学校区・貴生川小学校区) <p>(注)野洲川ダム及び青土ダムの管理事務所から「ダム操作規則のただし書き操作」を実施するとの連絡が入った場合は、洪水の危険性を考慮し避難勧告若しくは避難指示(緊急)を浸水想定区域住民に発令する。</p>		
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ(薄紫色)」と判定された場合 土砂災害警戒情報の発令された場合 		
経験則	<ul style="list-style-type: none"> 破堤につながるような漏水等が発見された場合 堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合 		

警戒レベル4避難指示(緊急)	気象注意報・警報・特別警報	—	
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が150mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が150mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報等で、さらに200mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、深夜・早朝に河川の越水が見込まれる場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が200mm以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が180mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が180mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が200mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が200mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想される時。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が200mmを超えたとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の豪雨が1時間以上降り続くと予想される時。 	
	水位	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合 又は越水した場合 <p>(注)野洲川ダム及び青土ダムの管理事務所から「ダム操作規則のただし書き操作」を実施すると連絡が入った場合は、洪水の危険性を考慮し避難勧告若しくは避難指示(緊急)を浸水想定区域住民に発令する。</p>	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「土砂災害発生のおそれ・土砂災害基準超過(濃紫色)」と判定された場合 		
経験則	—		
【警戒レベル5】災害発生情報発令	<ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合 		
解除	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の解除については、水位がはん濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合については、河川からのはん濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。 		

③大戸川（水位周知河川）

河川区分	水位周知河川		
河川の特性	洪水により相当規模以上の損害が発生する可能性のある河川で、洪水予測が困難な河川（リアルタイムの水位や流量の情報は提供）		
河川名	大戸川		
水位観測所	大戸川旭橋水位観測所		
対象地区	雲井小学校区、信楽小学校区、多羅尾小学校区、小原小学校区		
判断のタイミング	日中	夜間・早朝	
警戒レベル3 避難準備情報・高齢者等避難開始	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報、②洪水警報、 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30 時点で、累積雨量が 100mm 以上で、気象情報等で、さらに 100mm 以上の降雨が予想される場合。 15:30 時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、深夜・早朝にははん濫危険水位に達する見込みがある場合 15:30 時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が 100mm 以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が 150mm 以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が 50mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が予想される時。 	
	前日までの連続雨量が 1mm(降雨記録あり)～150mm の場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が 80mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が予想される時。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が 100mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 50mm 以上の豪雨が予想される時。 気象情報などで、時間雨量 80mm 以上の猛烈な雨が 2 時間以上降り続けると予想される時。 信楽地域において、2 時間後に降り始めからの連続雨量が 150mm を超えると予想される時。 	
	記録的短時間雨量（滋賀県発表基準：時間雨量 90mm）	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表 	
水位	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内にははん濫危険水位に達する見込みがある場合(大戸川旭橋⇒雲井小学校区) 三代出地先で堤防の最も低いところと、流水面との差が 50cm 未満となったとき(信楽小学校区) 		
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安(赤色)」と判定された場合 		
経験則	—		

雨量	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に災害が発生するおそれが高いと市長が認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報、②洪水警報、 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報等で、さらに150mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、深夜・早朝に越水する見込みがある場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が150mm以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が100mmを超え、時間雨量50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超えたとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
水位	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、1時間以内に越水する見込みがある場合(大戸川旭橋⇒雲井小学校区) 三代出地先で堤防の最も低いところと、流水面との差が30cm未満となったとき(信楽小学校区) 		
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ(薄紫色)」と判定された場合 土砂災害警戒情報の発令された場合 		
経験則	<ul style="list-style-type: none"> 破堤につながるような漏水等が発見された場合 堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合 		

警戒レベル4 避難指示 (緊急)	気象注意報・警報・特別警報	—	<ul style="list-style-type: none"> •15:30 時点で、累積雨量が 150mm 以上で、気象情報等で、さらに 200mm 以上の降雨が予想される場合。 •15:30 時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、深夜・早朝に河川の越水が見込まれる場合 •15:30 時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が 200mm 以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が 150mm 以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> •当日の日雨量が 150mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。 •当日の日雨量が 150mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの連続雨量が 1mm(降雨記録あり)～150mm の場合	<ul style="list-style-type: none"> •当日の日雨量が 180mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。 •当日の日雨量が 180mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> •当日の日雨量が 200mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。 •当日の日雨量が 200mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 •当日の日雨量が 100mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 80mm 以上の猛烈な雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 •信楽地域において、2 時間後に降り始めからの連続雨量が 200mm を超えたとき。 	
	記録的短時間雨量 (滋賀県発表基準: 時間雨量 90mm)	<ul style="list-style-type: none"> •記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量 80mm 以上の豪雨が 1 時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	水位	<ul style="list-style-type: none"> •大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が間もなく越水しそうな場合 又は越水した場合 •三代出地先で堤防の最も低いところと、流水面との差が 10cm 未満となったとき 	
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> •県土砂災害警戒情報において、当該地域が「土砂災害発生のおそれ・土砂災害基準超過(濃紫色)」と判定された場合 	
経験則	—		
【警戒レベル5】災害発生情報発令	<ul style="list-style-type: none"> •決壊や越水・溢水が発生した場合 		
解除	<ul style="list-style-type: none"> •避難勧告等の解除については、水位がはん濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合については、河川からのはん濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。 		

④その他小河川等

河川区分	内水、その他河川		
河川の特性	水位観測をしていない中小河川、水路等		
河川名	-		
水位観測所	-		
対象地区	全小学校区		
判断の タイミング	日中	夜間・早朝	
警戒レベル3 避難準備情報・高齢者等避難開始	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報、②洪水警報、③暴風警報、④大雪警報、⑤暴風雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が100mm以上で、気象情報等で、さらに100mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、深夜・早朝に「はん濫危険水位」に達する見込みがある場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が100mm以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。 	
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が予想されるとき。 気象情報などで、時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続けると予想されるとき。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超えると予想されるとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表 	
	水位情報周知されないがはん濫注意・はん濫危険水位の基準がある一級河川の基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」に達し、1時間以内に「はん濫危険水位」に達する見込みがある場合 	
	基準のない一級河川・準用河川・普通河川の基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が堤防天端高から50cm未満となったとき 近隣で浸水の危険が高い場合 	
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安(赤色)」と判定された場合 	
経験則	-		

雨量	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に災害が発生するおそれが高いと市長が認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報、②洪水警報、 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報 	
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が100mmを超え、時間雨量50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 当日の日雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が150mmを超えたとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
水位	水位情報周知されないがはん濫注意・はん濫危険水位の基準がある一級河川の基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が「避難判断水位」をはるかに超え、越水すると判断される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報等で、さらに150mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、河川の水位が「はん濫危険水位」に達し、深夜・早朝に越水する見込みがある場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が150mm以上の降雨が予想される場合。
	基準のない一級河川・準用河川・普通河川の基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報等が出され、降雨が続き、河川の水位が堤防天端高から30cm未満となったとき →近隣で浸水が拡大している場合 	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ(薄紫色)」と判定された場合 土砂災害警戒情報の発令された場合 		
経験則	<ul style="list-style-type: none"> 破堤につながるような漏水等が発見された場合 堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合 		

警戒レベル4 避難指示 (緊急)	気象注意報・警報・特別警報	—	
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が150mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が150mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、累積雨量が150mm以上で、気象情報等で、さらに200mm以上の降雨が予想される場合。 15:30時点で、大雨注意報が出され降雨が続き、深夜・早朝に河川の越水が見込まれる場合 15:30時点で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、累積雨量が200mm以上の降雨が予想される場合。
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が180mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が180mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が200mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が200mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 信楽地域において、2時間後に降り始めからの連続雨量が200mmを超えたとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の豪雨が1時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	水位	水位情報周知されないがはん濫注意・はん濫危険水位の基準がある一級河川の基準	
		基準のない一級河川・準用河川・普通河川の基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が出され、降雨が続き、河川の水位が堤防天端高から10cm未満となったとき ・近隣で浸水が床上に及んでいる場合
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「土砂災害発生のおそれ・土砂災害基準超過(濃紫色)」と判定された場合 	
	経験則	—	
	【警戒レベル5】災害発生情報発令	<ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合 	
解除	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。 		

4. 避難勧告等の伝達内容

伝達内容は、避難勧告等の伝達を迅速かつ的確に実施するために、できる限り簡潔でわかりやすい表現、避難勧告等の行動をとってもらうために緊迫感のある表現にする。

つまり、命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかけることが重要である。風水害時における住民への基本的な伝達内容例を以下に示す。

避難勧告等の発令には、あいこうか緊急メールなどにより確実に情報伝達できる体制を整えておく。

警戒レベル3 避難準備情報・高齢者等避難開始の伝達文の例

- ~~・〇〇区〇〇地区において、〇〇川の〇〇付近の水位が高くなり危険な状況ですので、〇〇地区の皆さんは避難準備をしてください。また、高齢者の方等移動に時間を要する方は、緊急避難場所に移動を始めてください。なお、緊急避難場所へ移動される場合には、できる限り、毛布や食料を持参ください。~~
- ・警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。【台風第〇〇号／大雨 など】により【〇〇川が氾濫の恐れのある水位に近付いています など】。指定緊急避難場所などに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。

警戒レベル4 避難勧告の伝達文の例

- ~~・〇〇川の水位が危険水位を超え、危険な状態ですので、〇〇区〇〇地区の皆さんは、〇〇〇〇に避難するよう、勧告しますので、周囲の安全に十分注意して、移動をお願いします。なお、できる限り、毛布や食料を持参ください。~~
- ~~・すでに、移動することが危険と判断される場合には、建物の2階以上に上がるなど少しでも安全な場所へ移動してください。~~
- ・警戒レベル4 避難勧告を〇時〇分に発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。【〇〇川が氾濫する恐れのある水位に達しました など】。指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所か屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

警戒レベル4 避難指示（緊急）の伝達文の例

- ~~・〇〇川の水位が危険水位を超え、大変危険な状況ですので、〇〇区〇〇地区の皆さんは、周囲の安全に十分注意して、〇〇〇〇に避難を完了するよう、避難指示します。また外への移動が不可能な場合は、建物の2階以上に上がるなど少しでも安全な場所へ大至急移動するよう指示します。~~
- ・警戒レベル4 避難指示（緊急）を〇〇時〇〇分に発令しました。未だ避難できていない方は、直ちに避難してください。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。【〇〇川の水位が堤防を越える恐れがあります など】。近くの安全な場所か、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

警戒レベル5 災害発生情報の伝達文の例

- ・警戒レベル5 災害発生情報を〇時〇分に発令しました。
【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】で、【〇〇地区で堤防から水があふれだしました など】。直ちに命を守る最善の行動をとってください。

避難勧告等の情報伝達手段

伝達手段
甲賀市地域情報基盤（音声放送・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送L字放送等）
あいこうか緊急メール
エリアメール、緊急速報メール
甲賀市ホームページ、Facebook
株式会社あいコムこうか（音声放送・光ケーブルテレビ放送等）
市広報や消防署・消防団の直接的な声かけ

第Ⅱ編 土砂災害

1. 対象とする災害

甲賀市においては、土石流、急傾斜地の崩落及び地すべりによる土砂災害に対して警戒する必要があり、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

(1) 甲賀市の地形と既往災害

- ・甲賀市は、東西を高い山地に囲まれており、そこから流れる野洲川や杣川、大戸川等の河川沿いに平地が形成されている。そのため、大雨時には、山間部で土砂災害に注意が必要な場所が多く点在している。
- ・過去に発生した災害として、昭和34年9月の伊勢湾台風で野洲川の旧白川橋が崩壊、昭和28年8月の多羅尾豪雨で信楽町多羅尾地区に土砂くずれが発生し、44人が死亡している。

(2) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 [滋賀県が指定]

- ・土石流 : 302箇所（そのうち、特別警戒区域：169箇所）
- ・急傾斜地の崩壊：374箇所（そのうち、特別警戒区域：309箇所）
- ・地すべり : 4箇所（そのうち、特別警戒区域：0箇所）

(3) 土砂災害危険区域 [滋賀県が指定]

- ・急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：431箇所
- ・土石流危険区域 : 354箇所
- ・地すべり : 14箇所

(4) その他の場所

- ・山地災害危険地区：320箇所

※詳細については、甲賀市防災マップ、甲賀市地域防災計画参照

2. 避難勧告等の対象とする区域

土砂災害で避難勧告等の対象となる区域は、前述した土砂災害警戒区域等が基本となる。

避難勧告等の対象とする区域

学区	区・自治会	災害の様相	緊急避難場所	備考
水口	第1区	特別危険区域(急傾斜)	大師寺本堂、秋葉草の根集会所、片町集会所、松原町集会所、作坂町集会所	
	第2区		葛籠町草の根集会所、旅籠町老人憩いの家、柳町ふれあい館	
	第3区		東町公民館	
	第4区		湯屋町集会所※、滝町草の根集会所、池田町集会所	※地震時は広場へ
	第5区	特別危険区域(急傾斜)	呉服町集会所	
	第6区		水口東部コミュニティセンター	
	第7区		水口東部コミュニティセンター	
	第8区		米屋町集会所	
	第9区		第9区公民館※	※地震は調整中
	南		南区草の根ハウス	
	第10区		国造神社※	※地震時は駐車場へ
	第11区		ぬしや町草の根集会所、中之町公民館、	
	第12区		第12区老人憩の家	
	第13区	特別危険区域(急傾斜)	天理教水口大教会集会所	
	幸ヶ平	特別危険区域(急傾斜)	幸ヶ平草の根集会所※	※地震時は前の広場へ
	朝日が丘	特別危険区域(急傾斜)	水口北部コミュニティセンター	
	古城が丘		水口北部コミュニティセンター	
	東古城が丘		古城が丘集会所※	※地震時は広場へ
	古城が丘緑		城山中学校	
	松尾	特別危険区域(急傾斜)	松尾草の根ハウス※1、願隆寺※2	※1地震時は公民館駐車場へ、※2地震時は境内へ
	松尾団地	特別危険区域(急傾斜)	松尾団地草の根ハウス	
	水口松尾台	特別危険区域(急傾斜)	水口松尾台集会所	
	岡の郷		岡の郷自治会館	
古城が丘南		水口北部コミュニティセンター		
警察官舎		水口北部コミュニティセンター		
古城が丘団地		水口北部コミュニティセンター		
綾野	第14区		水口西保育園※	※地震時はグラウンドへ
	第15区		天神町集会所	
	第16区		郷山草の根ハウス、綾野会館	
	第17区		美濃部・八幡町集会所、田中公民館	
	城南		城南町集会所※	※地震時は前の広場へ
	第18区		藤栄会館	
	第19区		第19区公民館	
	第20区		第20区公民館	
	第21区		藤栄会館	
	第22区		内殿会館	
	林口		五十鈴会館	
	名坂		名坂公民館	
	東名坂	特別危険区域(急傾斜)	東名坂草の根ハウス※	※隣に公園(950m2)あり
綾野	名坂堂山	特別危険区域(急傾斜)	堂山草の根ハウス	

学区	区・自治会	災害の様相	緊急避難場所	備考
	城内		水口中央公民館	
	本丸		水口中央公民館	
	梅の木		梅の木集会所※	※地震時は広場へ
	あやの中央		綾野小学校	
	南林口・的場		水口中央公民館	
伴谷	八田	警戒区域(急傾斜)、特別危険区域(急傾斜)	八田公民館	
	春日	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	春日公民館	
	下山	特別危険区域(急傾斜)	下山公民館	
	伴中山	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	伴中山公民館	
	山	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	山集会所	
	広野台東	特別危険区域(急傾斜)	広野台東集会所	
	広野台西		広野台西区集会所	
	桜ヶ丘		桜ヶ丘集会所	
	第三水口台		第三水口台区集会所	
	第四水口台		ふれあい会館	
	菅谷		菅谷集会所	
柏木	泉	特別危険区域(土石流)	泉公民館	
	酒人		酒人公民館	
	植		植公民館	
	宇田		宇田公民館	
	北脇		北脇公民館	
	山手		山手区草の根集会所	
	宮前		宮前集会所	
	大法寺		大法寺集会所	
	柏貴		柏貴草の根ハウス	
貴生川	虫生野	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	虫生野会館、虫生野駅前集会所※	※地震時は前の広場へ
	貴生川第1		西内貴農事改良センター、東内貴会館	
	貴生川第2		貴生川駅前集会所	
	貴生川第3		貴生川児童クラブ	
	北内貴		北内貴山尾館	
	宇川		宇川会館※、宇川会議所※、天理教甲賀大教会	※河川の洪水のおそれのある場合は、洪水の状況により天理教甲賀大教会を避難場所とする。
	岩坂	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜、土石流)	貴生川小学校	
	高山	警戒区域(土石流)、特別危険区域(急傾斜、土石流)	貴生川小学校	
	三大寺	特別危険区域(急傾斜、土石流)	休養センターいみち館	
	かふかの丘	特別危険区域(土石流)	かふかの丘区集会所	
	三本柳		貴生川小学校	
	牛飼	特別危険区域(急傾斜、土石流)	牛飼公民館	
	柚中		柚中公民館※	※地震時は前の広場へ
山上	特別危険区域(急傾斜、土石流)	休養センターやまびこ館、山上公民館、貴生川台自治会集会所		
岩上	中畑	特別危険区域(急傾斜)	中畑集会所※	※地震時は前の広場へ
	新城	特別危険区域(急傾斜)	J A ゆうハートつない手※1、新城会議所※2、永福寺※3、新城草の根集会所、さわらびグループホーム むくの木、市営住宅竜が丘団地集会所	※1地震時は駐車場へ ※2地震時は永福寺前公園へ ※3地震時は前の公園へ
岩上	城が丘		城が丘団地集会所※	※地震時は前の広場へ

学区	区・自治会	災害の様相	緊急避難場所	備考
	つつじが丘		つつじが丘集会所	
	今郷		今郷公民館	
	巖峨	特別危険区域(急傾斜)	巖峨草の根ハウス	
	和野	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	和野草の根集会所	
	西ヶ瀬		市営住宅竜が丘団地集会所	
鮎河	大河原 1	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜、土石流)、危険区域(急傾斜、土石流)	かもしか荘(あいの土山都市との交流センター)※	※土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
	大河原 2	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜、土石流)、危険区域(急傾斜、土石流)	かもしか荘(あいの土山都市との交流センター)※	
	東野 1	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜、土石流)、危険区域(急傾斜、土石流)	東野集落センター	
	東野 2	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜、土石流)、危険区域(急傾斜、土石流)	見性庵(本堂)	
	西野 1	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜、土石流)	鮎河公民館	
	西野 2	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜、土石流)	鮎河公民館	
山内	黒滝	特別危険区域(急傾斜、土石流)	黒滝農作業休養センター※	※土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
	上の平		上の平農作業休養センター(上の平公民館)	
	中之組	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜、土石流)	中之組公民館	
	川西	特別危険区域(土石流)	ふるさと生きがいセンター六友館	
	黒川市場	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜、土石流)	黒川市場公民館	
	猪鼻	特別危険区域(急傾斜、土石流)	猪鼻集会所	
	山中	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別危険区域(急傾斜、土石流)	山中公民館	
	笹路	特別危険区域(急傾斜、土石流)	山内南コミュニティセンター※	※土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
土山	山女原	特別危険区域(土石流)	山女原公民館	
	南東	特別危険区域(急傾斜、土石流)	土山体育館	
	南中		土山小学校、土山中央公民館(お茶のみホール)	
	南西	特別危険区域(急傾斜)	土山中央公民館(お茶のみホール)、ダイヤモンド滋賀白川寮	
	北東	警戒区域(土石流)、特別危険区域(土石流)	土山体育館	
	北芝	警戒区域(土石流)、特別危険区域(急傾斜、土石流)	土山体育館	
	北中	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜、土石流)	土山小学校、土山中央公民館(お茶のみホール)、土山開発センター	
	北西	特別危険区域(急傾斜、土石流)	土山開発センター	
	平子	特別危険区域(土石流)	平子集会所	
	東瀬音	特別危険区域(急傾斜、土石流)	東瀬音集会所	
西瀬音	特別危険区域(急傾斜、土石流)	森林文化ホール		
土山	青土	警戒区域(急傾斜、土石流)、特別警戒区域(急傾斜、土石流)、危険	青土集落センター	

学区	区・自治会	災害の様相	緊急避難場所	備考
		区域(急傾斜, 土石流)		
	野上野	特別危険区域(急傾斜)	野上野公民館	
	大澤	特別危険区域(地すべり)	大澤公民館	
	緑ヶ丘1-1、1-2	特別危険区域(急傾斜)	土山開発センター	
	緑ヶ丘5		森林文化ホール	
大野	頓宮	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	頓宮公民館	
	前野	特別危険区域(急傾斜)	前野集会所	
	市場		市場区自治会館	
	徳原		徳原区自治会館	
	三軒家		大野公民館	
	片山		片山集会所	
	今宿		今宿公民館	
	里		里草の根ハウス(若王寺境内)	
	新里		新里老人憩の家	
	末田		梅田会館	
	寺前		里公民館	
	布引		滋賀県立淡海学園	
	第2緑ヶ丘		片山集会所	
	香野団地		大野公民館	
大原	櫛野	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 土石流)	櫛野いこいの家	
	神	警戒区域(土石流)、特別危険区域(急傾斜, 土石流)	里山かむら交流館	
	大原上田	特別危険区域(急傾斜)	大原上田公民館	
	大久保		大久保営農センター	
	大原中	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	大原中公民館、大原中7・8組集会所	
	拝坂	特別危険区域(急傾斜)	拝坂草の根ハウス	
	鳥居野	特別危険区域(急傾斜)	鳥居野コミュニティセンター	
	相模	特別危険区域(急傾斜)	草の根ハウス相模会館	
	大原市場		夫婦池ハウス、大原市場公民館	
	高野	特別危険区域(急傾斜)	高野公民館	
油日	油日	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 土石流)	油日会館※	※地震時は西のグラウンドへ
	上野		上野会館	
	鹿深台		鹿深台草の根ハウス	
	田堵野		田堵野会館※	※地震時は駐車場へ
	滝	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 地すべり)	滝公民館	
	毛枚	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 地すべり)	老人憩いの家毛枚荘※、油日小学校	※地すべり区域のため危険性が高まったら油日小学校に避難してください。
	和田	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	和田公民館、老人憩の家	
高嶺	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	草の根ハウス高嶺会館		
油日	五反田	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域	五反田会館※	※地震時はホールへ

学区	区・自治会	災害の様相	緊急避難場所	備考
		(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 地すべり)		
佐山	小佐治	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	小佐治老人憩いの家 やすらぎ荘、甲賀もちふる里館	
	神保	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜)	神保自治会館	
	隠岐	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 地すべり)	佐山小学校※	※敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合には山側から離れるか2階以上に避難してください。
	岩室	特別危険区域(急傾斜, 地すべり)	大福寺※、善福寺荘※、甲賀木彩館	※地震時は、甲賀木彩館へ
甲南第一	寺庄	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 地すべり)	寺庄公民館、寺庄集会所(日吉神社横)、稲荷町自治会事務所、甲南中学校	
	葛木	警戒区域(急傾斜)、特別危険区域(急傾斜)	葛木公民館	
	深川	特別危険区域(急傾斜)	甲南図書交流館	
	深川市場		海蔵寺	
	稗谷	特別危険区域(急傾斜, 地すべり)	甲南青少年研修センター	
	森尻	特別危険区域(急傾斜)	森尻草の根ハウス、矢川神社(矢川会館)	
	宝木	特別危険区域(急傾斜)	かえて会館、宝木自治ハウス、厳浄寺	
	耕心		耕心区草の根ハウス	
	ニューポリス	特別危険区域(急傾斜)	ニューポリスみちくさ館、甲南ふれあいの館、ニューポリス草の根ハウス公民館、甲南青少年研修センター	
甲南第二	杉谷	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流, 地すべり)	杉谷新田公民館、杉谷公民館※	※0.5m未満の浸水の可能性があるため、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には2階以上に避難してください。
	新治	警戒区域(土石流)、特別危険区域(急傾斜, 土石流, 地すべり)	新治草の根ハウス※、新治上団地草の根ハウス、椿黒団地草の根ハウス	※地震の時は前の公園へ
	塩野	特別危険区域(土石流)	塩野草の根ハウス	
	市原		市原公民館	
甲南第三	柑子	特別危険区域(急傾斜)	柑子公民館	
	下野川	特別危険区域(急傾斜, 地すべり)	下野川公民館※	※地震の時は前の広場へ
	上野川	警戒区域(急傾斜)、特別危険区域(急傾斜, 地すべり)	上野川公民館※	※地震の時は前の広場へ
	下馬杉	警戒区域(急傾斜)、特別危険区域(急傾斜, 地すべり)	甲南第三小学校※	※敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
	上馬杉	警戒区域(急傾斜)、特別危険区域(急傾斜, 地すべり)	※地すべり区域に隣接しているため、土砂災害時は、甲南第三小学校等へ避難してください。	
甲南中部	池田	特別危険区域(急傾斜)	池田コミュニティセンター	
	池田団地		池田団地自治会館	
	磯尾	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流, 地すべり)	上磯尾公民館、磯尾多目的集会所、岩附神社社務所	
	竜法師	警戒区域(土石流)、特別危険区域(急傾斜, 土石流)	竜法師公民館	
	野尻		野尻公民館	
	野田		野田公民館	
希望ヶ丘	希望ヶ丘	特別危険区域(急傾斜)	希望ヶ丘草の根ハウス、希望ヶ丘防災コミュニティセンター、甲南希望ヶ丘保育園	
	希望ヶ丘本町	特別危険区域(急傾斜)	希望ヶ丘防災コミュニティセンター、希望ヶ丘本町自治会館、甲南のぞみ保育園	
信楽	長野	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	信楽伝統産業会館※1、谷川会館※2、二本丸会館、信楽開発センター※3、信楽地域市民センター※3、栗林会館	※1地震時は信楽開発センターへ ※2洪水の危険性が高まったら二本丸会館へ ※3洪水時は栗林会館へ
	神山	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	神山会館、信楽中学校	
信楽	江田	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別	江田老人憩いの家丸の内分館、江田福祉会館、	

学区	区・自治会	災害の様相	緊急避難場所	備考
		警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	江田老人憩いの家、江田本町会館(本町会館)	
	田代	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	田代高原の郷	
	畑	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	天理教柳北信分教会(小畑地区)、MIHO美学院	
雲井	宮町	警戒区域(土石流)、特別危険区域(急傾斜, 土石流)	信楽多目的集会施設宮町会館	
	黄瀬	警戒区域(土石流)、特別危険区域(急傾斜, 土石流)	雲井小学校※特別養護老人ホーム信楽荘、	※土砂災害危険箇所にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。
	牧	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	雲井小学校※	
	勅旨	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	勅旨公民館、草の根ハウス勅旨高原会館	
	丸岡	警戒区域(急傾斜)、特別危険区域(急傾斜)	草の根ハウス丸岡会館	
小原	西	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 土石流)	西老人憩いの家、西教育集会所	
	柞原	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	小原小学校※	※敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。また、0.5m未満の浸水の可能性があるため、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には2階以上に避難してください。
	中野	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	小原小学校※	
	杉山	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	杉山老人憩いの家	
	しがらきニュータウン		旧しがらきニュータウン自治会館、しがらきニュータウン区民会館	
	小川	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	小原小学校※	※敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まった場合は、山側からできるだけ離れるか、2階以上に避難してください。また、0.5m未満の浸水の可能性があるため、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まった場合には2階以上に避難してください。
	小川出	警戒区域(急傾斜)、特別警戒区域(急傾斜)、危険区域(急傾斜, 土石流)	小川出公民館	
朝宮	上朝宮	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	上朝宮草の根ハウス	
	下朝宮	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	下朝宮老人憩いの家	
	宮尻	特別危険区域(急傾斜, 土石流, 地すべり)	宮尻生活改善センター	
多羅尾	警戒区域(急傾斜, 土石流)、特別警戒区域(急傾斜, 土石流)、危険区域(急傾斜, 土石流)	多羅尾老人憩いの家※、多羅尾公民館	※地震時は、前の広場へ	

【留意事項】

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流にしては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な構造物)の2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難することを心がけること。

3. 避難勧告等の発令の判断基準

(1) 基本的な考え方

避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

避難情報	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
警戒レベル3 避難準備 情報 ・高齢者等避難開始	高齢者等避難 ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ 要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。
警戒レベル4 避難勧告	全員避難 ・ 指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。
警戒レベル4 避難指示（緊急）	全員避難 ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行なう。
警戒レベル5 災害発生情報	災害発生 ・ 災害が発生している状況、命を守る最善の行動をとる。

(2) 判断基準

甲賀市において避難勧告等の発令基準は次表のとおりであるが、この運用にあたっては、以下の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署及び関係機関等の中で相互に情報交換すること。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することから関係機関との情報交換を密に行いつつ、降雨の状況や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により市が収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

■土砂災害

災害区分	土砂災害	
対象地 (小学校区)	水口、綾野、伴谷、貴生川、鮎河、山内、土山、大野、大原、油日、佐山、甲南第一、甲南中部、甲南第二、甲南第三、希望ヶ丘、信楽、雲井、小原、朝宮、多羅尾	
判断の タイミング	日中	夜間・早朝
警戒レベル3避難準備情報・高齢者等避難開始	雨量	
	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報、②洪水警報、 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が50mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が80mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が予想されるとき。
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量50mm以上の豪雨が予想されるとき。 気象情報などで、時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想されるとき。 信楽地域において、降り始めからの連続雨量が150mmを超えると予想されるとき。
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準:時間雨量90mm)	—
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安(赤色)」と判定され、かつ、上記の雨量基準に近い状態で、概ね2時間以内に「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ(薄紫色)」とされることが予想される場合 	
経験則	<ul style="list-style-type: none"> 2時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 	
		<ul style="list-style-type: none"> 15:30時点で、大雨注意報が発令されており、夜間～翌日早朝に、上記のいずれかに該当する可能性がある場合 15:30時点で、暴風雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

警戒レベル4 避難勧告

雨量	気象注意報・警報・特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 次の警報の1以上が発表され、本市に災害が発生するおそれが高いと市長が認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報、②洪水警報 ③暴風警報、④大雪警報、 ⑤暴風雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 15:30 時点で、大雨注意報が発令されており、夜間～翌日早朝に上記のいずれかに該当する可能性が極めて高い場合 15:30 時点で、台風等の接近に伴い、強風注意報が発令されており、暴風警報や暴風特別警報が発令されるおそれがある場合
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が 50mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が 50mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mm の場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日雨量が 80mm を超え、時間雨量が 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が 80mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> 当日の日連続雨量が 100mm を超え、時間雨量 50mm 以上の豪雨が降り続けているとき。 当日の日雨量が 100mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 30mm 以上の強雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 当日の日雨量が 50mm を超え、気象情報などで、さらに時間雨量 80mm 以上の猛烈な雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 信楽地域において、降り始めからの連続雨量が 150mm を超えたとき。 	
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準: 時間雨量 90mm)	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難準備開始の目安(赤色)」と判定されている状況で記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量 50mm 以上の豪雨が 2 時間以上降り続くと予想されるとき。 	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 県土砂災害警戒情報において、当該地域が「避難開始の目安・土砂災害基準超過のおそれ(薄紫色)」と判定され、以後 3 時間以上「避難準備開始の目安(赤色)」以下となる見込みが無い場合 土砂災害警戒情報の発令された場合 		
経験則	<ul style="list-style-type: none"> 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合 溪流が急激に濁りだした場合や、流木等がまじり始めた場合 降雨が続いているにも係らず、溪流の水位が急に減少しはじめた場合(上流に崩壊が発生し流れが止められている危険があるため) 溪流の水位が降雨量の減少にも係らず低下しない場合 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合 土砂災害が発生した場合 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 		

警戒レベル4避難指示(緊急)	気象注意報・警報・特別警報	—	
	前日までの連続雨量が150mm以上あった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の日雨量が150mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が150mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 	
	前日までの連続雨量が1mm(降雨記録あり)～150mmの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の日雨量が180mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が180mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 	
	前日までの降雨がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の日雨量が200mmを超え、時間雨量が50mm以上の豪雨が降り続けているとき。 ・当日の日雨量が200mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量30mm以上の強雨が2時間以上降り続くと予想される時。 ・当日の日雨量が100mmを超え、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の猛烈な雨が2時間以上降り続くと予想される時。 ・信楽地域において、降り始めからの連続雨量が200mmを超えたとき。 	—
	記録的短時間雨量(滋賀県発表基準: 時間雨量90mm)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発令されている状況で記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・記録的短時間大雨情報が発表され、気象情報などで、さらに時間雨量80mm以上の豪雨が1時間以上降り続くと予想される時。 	
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・県土砂災害警戒情報において、当該地域が「土砂災害発生のおそれ・土砂災害基準超過(濃紫色)」と判定された場合 	
経験則	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 		
【警戒レベル5】災害発生情報発令	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生した場合 		
解除	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の解除については、当該地区の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除する。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。 		

※いずれかの項目に該当する場合に、避難情報を発令することを基本とするが、県土木防災情報システムや今後の雨量、その他現地等の状況を総合的に判断する。

4. 避難勧告等の伝達内容

伝達内容は、避難勧告等の伝達を迅速かつ的確に実施するために、できる限り簡潔でわかりやすい表現、避難勧告等の行動をとってもらうために緊迫感のある表現にする。

つまり、命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかけることが重要である。土砂災害時における住民への基本的な伝達内容例を以下に示す。

避難勧告などの発令には、あいこうか緊急メールなどにより確実に情報伝達できる体制を整えておく必要がある。

警戒レベル3 避難準備情報・高齢者等避難開始の伝達文の例

- ~~・〇〇区〇〇地区において、土砂災害の発生する危険が高いため、〇〇地区の皆さんは避難準備をしてください。また、高齢者の方等移動に時間を要する方は、緊急避難場所に移動を始めてください。なお、緊急避難場所へ移動される場合には、できる限り、毛布や食料を持参ください。~~
- ・警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。【台風第〇〇号／大雨 など】により【土砂災害の危険性が高まることが予想されます など】。指定緊急避難場所などに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。

警戒レベル4 避難勧告の伝達文の例

- ~~・昨日から非常に多くの降雨となり、〇〇区〇〇地区においては、土砂災害の発生する危険が高いため、〇〇地区の住民の皆さんは、〇〇〇〇に避難のため、移動するよう勧告します。なお、できる限り、毛布や食料を持参ください。~~
- ~~・すでに、移動することが危険と判断される場合には、山側の反対側へ移動するなど少しでも安全な場所へ移動してください。~~
- ・警戒レベル4 避難勧告を〇時〇分に発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。【〇〇地先で土砂災害の恐れが高まっています など】指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所か屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

警戒レベル4 避難指示（緊急）の伝達文の例

- ~~・昨日から非常に多くの降雨となり、〇〇区〇〇地区においては、土砂災害の発生する危険が非常に高いため、〇〇地区の住民の皆さんは、〇〇〇〇に避難を完了するよう、避難指示します。また外への移動が不可能な場合は、山側の反対側へ移動するなど少しでも安全な場所へ大至急移動するよう指示します。~~
- ・警戒レベル4 避難指示（緊急）を〇〇時〇〇分に発令しました。未だ避難できていない方は、直ちに避難してください。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。【〇〇地先で土砂災害の危険が極めて高まっています など】。近くの安全な場所か、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

警戒レベル5災害発生情報の伝達文の例

- ・警戒レベル5 災害発生情報を〇時〇分に発令しました。
【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】で、【〇〇川で堤防から水があふれだしました など】。直ちに命を守る最善の行動をとってください。

避難勧告等の情報伝達手段

伝達手段
甲賀市地域情報基盤（音声放送・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送・L字放送等）
あいこうか緊急メール
エリアメール、緊急速報メール
甲賀市ホームページ、Facebook
株式会社あいコムこうか（音声放送・光ケーブルテレビ放送等）
市広報や消防署・消防団の直接的な声かけ

第Ⅲ編 共通

1. 自然災害の発生が想定される際の情報分析

避難勧告等の発令を判断するためには、あらかじめ設定した判断基準通りに判断することが基本であるが、そのためには、判断基準に至る前に防災情報提供システム等によりリアルタイムのデータを調べ、災害の発生危険性を分析する必要がある。

以下に災害対応時に確認すべき情報等を示す。各情報の詳細の判断基準については、別表の風水害・土砂災害避難勧告等の判断・伝達フローに示す。

避難勧告等の判断のために分析が必要な情報及び入手先

入手情報	入手先	情報内容	URL
気象情報	彦根地方気象台	・各種注意報、警報	http://www.jma-net.go.jp/hikone/
	気象庁 HP (アメダス、解析雨量・降水短時間予想)	・観測雨量	http://www.jma.go.jp/jp/amedas/
		・解析雨量・降水短時間予想	
		・記録的短時間大雨情報	
	川の防災情報 (テレメータ)	・観測雨量	http://www.river.go.jp/03/nrpc0301g.html
Xレイン	・250m メッシュ雨量	http://www.river.go.jp/xbandradar/	
河川水位	川の防災情報	・観測水位	http://www.river.go.jp/
土砂災害警戒情報	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害降雨危険度 ・土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報 	http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMeshMap.php

網掛け部分：風水害のみ判断する情報項目

※その他、現地で発見される堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等に関する情報についても収集し、災害の発生する危険性を分析する必要がある。

2. 避難勧告等の情報伝達

(1) 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等を関係機関に伝達する手段・内容を風水害、土砂災害について以下に示す。

① 水害時における関係機関への避難勧告などの伝達手段・内容

関係機関への避難勧告等の伝達手段・内容の概要（水害）

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
甲賀市緊急情報伝達システム (特定配信メール)	職員	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	<p>災害警戒本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■■区に避難準備情報を発令します。</p> <p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>各部局においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長（責任者）に報告し、所属長（責任者）において重要な情報は、本部まで報告してください。”</p>
		警戒レベル4 避難勧告発令	<p>災害対策本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■■区に避難勧告を発令します。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難勧告を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	<p>災害対策本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■■区に避難指示を発令します。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示（緊急）を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>各部署において地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
		警戒レベル5 災害発生情報 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 災害発生情報を〇時〇分に発令しました。【【〇〇地区で堤防から水があふれました など】。各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
甲賀市緊急情報伝達システム (特定配信メール)	区・自治会 (自主防災組織) 市議会議員 民生委員・ 児童委員	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	<p>甲賀市災害警戒本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■■区に避難準備情報を発令しました。</p> <p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>該当地域におかれましては、避難をされる方が、準備を始めます。また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2105、不通時 0748-65-0650”</p>

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
		警戒レベル4 避難勧告発令	<p style="color: red;">甲賀市災害対策本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■区に避難勧告を発令しました。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難勧告を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。該当地域におかれましては、避難をされる方が、避難所へ向かいます。</p> <p>また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2105、不通時 0748-65-0650”</p>
		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	<p style="color: red;">甲賀市災害対策本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■区に避難指示を発令しました。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示(緊急)を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。該当地域におかれましては、避難をされる方が、避難所へ向かいます。</p> <p>また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2105、不通時 0748-65-0650”</p>
		警戒レベル5 災害発生情報 発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 災害発生情報を〇時〇分に発令しました。【〇〇地区で堤防から水があふれだしました など】。直ちに命を守る最善の行動をとってください。また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2105、不通時 0748-65-0650</p>
甲賀市地域 情報基盤(音 声放送・屋外 拡声器・光ケ ーブルテレ ビデータ放 送L字放送 等)	市民	避難準備情 報・高齢者等 避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高 齢者等避難開 始発令	<p style="color: red;">〇〇区〇〇地区において、土砂災害の発生する危険が高いので、〇〇地区の皆さんは避難準備をしてください。また、高齢者の方等移動に時間を要する方は、緊急避難場所に移動を始めてください。なお、緊急避難場所へ移動される場合には、できる限り、毛布や食糧を持参ください。こちらは甲賀市災害警戒本部です。</p> <p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。【台風第〇〇号／大雨 など】により【〇〇川が氾濫の恐れのある水位に近付いています など】。指定緊急避難場所などに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。</p>
あいこうか 緊急メール			

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
エリアメール、緊急速報メール		警戒レベル4 避難勧告発令	<p>昨日から非常に多くの降雨となり、〇〇区〇〇地区においては、土砂災害の発生する危険が高いため、〇〇地区の住民の皆さんは、〇〇〇〇に避難のため、移動するよう勧告します。なお、できる限り、毛布や食糧を持参ください。すでに、移動することが危険と判断される場合には、山側の反対側へ移動するなど少しでも安全な場所へ移動してください。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難勧告を〇時〇分に発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。【〇〇川が氾濫する恐れのある水位に達しました など】。指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所か屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。</p>
甲賀市ホームページ		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	<p>昨日から非常に多くの降雨となり、〇〇区〇〇地区においては、土砂災害の発生する危険が非常に高いため、〇〇地区の住民の皆さんは、〇〇〇〇に避難を完了するよう、避難指示します。また外への移動が不可能な場合は、山側の反対側へ移動するなど少しでも安全な場所へ大至急移動するよう指示します。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示 (緊急) を〇〇時〇〇分に発令しました。未だ避難できていない方は、直ちに避難してください。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。【〇〇川の水位が堤防を越える恐れがあります など】。近くの安全な場所か、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。</p>
Facebook			<p>災害発生 命を守れ 災害発生 命を守れこちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 災害発生情報を〇時〇分に発令しました。【〇〇地区で堤防から水があふれました など】。直ちに命を守る最善の行動をとってください。</p>
(株)あいコムこうか(音声放送・光ケーブルテレビ放送等)			警戒レベル5 災害発生情報発令
①滋賀県防災情報システム(コモンズ) ②電話 ③FAX	県(メディア)	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) 避難準備・高齢者等避難開始の発令発令の報告
		警戒レベル4 避難勧告発令	避難勧告発令の報告
		警戒レベル4 避難指示(緊急) 発令	避難指示(緊急) 発令の報告
		警戒レベル5 災害発生情報発令	災害発生情報発令の報告
①電話 ②FAX	地方気象台 警察 消防署	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) 避難準備・高齢者等避難開始の発令発令の報告
		警戒レベル4 避難勧告発令	避難勧告発令の報告
		警戒レベル4 避難指示(緊急) 発令	避難指示(緊急) 発令の報告
		警戒レベル5 災害発生情報発令	災害発生情報発令の報告
平常時と同じ(団長から)	市消防団	避難準備情報・高齢者等避難開始発令	

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
の指示による。)		警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	
		警戒レベル4 避難勧告発令	
		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	
		警戒レベル5 災害発生情報発令	
電話、FAX、メール等	要配慮者利用施設	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令発令の報告</u>
		警戒レベル4 避難勧告発令	避難勧告発令の報告
		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	避難指示(緊急)発令の報告
		警戒レベル5 災害発生情報発令	<u>災害発生情報発令の報告</u>

② 土砂災害時における関係機関への避難勧告等の伝達手段・内容

関係機関への避難勧告等の伝達手段・内容の概要（土砂災害）

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
甲賀市緊急情報伝達システム （特定配信メール）	職員	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	<p>災害警戒本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■区に避難準備情報を発令します。</p> <p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>各部局においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長（責任者）に報告し、所属長（責任者）において重要な情報は、本部まで報告してください。”</p>
		警戒レベル4 避難勧告発令	<p>災害対策本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■区に避難勧告を発令します。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難勧告を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
		警戒レベル4 避難指示（緊急）発令	<p>災害対策本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■区に避難指示を発令します。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示（緊急）を〇時〇分に発令します。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>各部署において地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
		警戒レベル5 災害発生情報発令	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 災害発生情報を〇時〇分に発令しました。【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】で、【土砂災害が発生 など】しました。各部署においては、地域防災計画に基づき、行動をとってください。なお、現場での情報は必ず所属長に報告し、重要な情報は、本部まで報告してください。</p>
甲賀市緊急情報伝達システム （特定配信メール）	区・自治会 （自主防災組織） 市議会議員 民生委員・児童委員	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	<p>甲賀市災害警戒本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■区に避難準備情報を発令しました。</p> <p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。</p> <p>該当地域におかれましては、避難をされる方が、準備を始めます。また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101 甲賀地域は 0748-88-4101 甲南地域は 0748-86-8010 信楽地域は 0748-82-1121 水口地域は 0748-69-2105、不通時 0748-65-0650”</p>
		警戒レベル4 避難勧告発令	<p>甲賀市災害対策本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町■区に避難勧告を発令しました。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難勧告を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域／〇〇学区／〇〇区／〇〇地先 など】です。該当地域におかれましては、避難を</p>

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
			<p>される方が、避難所へ向かいます。</p> <p>また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101</p> <p>甲賀地域は 0748-88-4101</p> <p>甲南地域は 0748-86-8010</p> <p>信楽地域は 0748-82-1121</p> <p>水口地域は 0748-69-2105、不通時 0748-65-0650”</p>
	<p>区・自治会 (自主防災組織) 市議会議員 民生委員・児童委員</p>	<p>警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令</p>	<p>甲賀市災害対策本部よりお知らせします。本日〇時〇分に甲賀市〇〇町〇〇区、〇〇町〇〇区に避難指示を発令しました。</p> <p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示(緊急)を〇時〇分に発令しました。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。該当地域におかれましては、避難をされる方が、避難所へ向かいます。</p> <p>また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101</p> <p>甲賀地域は 0748-88-4101</p> <p>甲南地域は 0748-86-8010</p> <p>信楽地域は 0748-82-1121</p> <p>水口地域は 0748-69-2105、不通時 0748-65-0650”</p>
		<p>警戒レベル5 災害発生情報 発令</p>	<p>こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 災害発生情報を〇時〇分に発令しました。【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】で、【土砂災害が発生 など】しました。直ちに命を守る最善の行動をとってください。また、地域内の災害情報等につきましては、区・自治会長様を通じて次へご一報ください。</p> <p>土山地域は 0748-66-1101</p> <p>甲賀地域は 0748-88-4101</p> <p>甲南地域は 0748-86-8010</p> <p>信楽地域は 0748-82-1121</p> <p>水口地域は 0748-69-2105、不通時 0748-65-0650</p>
<p>甲賀市地域情報基盤(音声放送・屋外拡声器・光ケーブルテレビデータ放送L字放送等)</p>	<p>市民</p>	<p>避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令</p>	<p>〇〇区〇〇地区において、土砂災害の発生する危険が高いので、〇〇地区の皆さんは避難準備をしてください。また、高齢者の方等移動に時間を要する方は、緊急避難場所へ移動を始めてください。なお、緊急避難場所へ移動される場合には、できる限り、毛布や食糧を持参ください。こちらは甲賀市災害警戒本部です。</p> <p>こちらは甲賀市災害警戒本部です。警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始を〇時〇分に発令しました。対象地域のお年寄りや小さなお子さん、避難に時間のかかる方は避難してください。それ以外の方は気象情報に注意し避難の準備を始めてください。対象地域は、【〇〇地域/〇〇学区/〇〇区/〇〇地先 など】です。【台風第〇〇号/大雨 など】により【土砂災害の危険性が高まること】が予想されます など】。指定緊急避難場所などに避難してください。避難の際にはご注意ください。避難の際には毛布や食料を持参してください。</p>
<p>あいこうか緊急メール</p>		<p>警戒レベル4 避難勧告発令</p>	<p>昨日から非常に多くの降雨となり、〇〇区〇〇地区においては、土砂災害の発生する危険が高いため、〇〇地区の住民の皆さんは、〇〇〇〇に避難のため、移動するよう勧告します。なお、できる限り、毛布や食糧を持参ください。すでに、移動することが危険と判断される場合には、山側の反対側へ移動するなど少しでも安全な場</p>
<p>エリアメール、緊急速報メール</p>			

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
			所へ移動してください。 こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難勧告を○時○分に発令しました。対象地域の方は、速やかに全員避難してください。対象地域は、【○○地域/○○学区/○○区/○○地先 など】です。【○○地先で土砂災害の恐れが高まっています など】指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所か屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。
甲賀市ホームページ Facebook		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	昨日から非常に多くの降雨となり、○○区○○地区においては、土砂災害の発生する危険が非常に高いため、○○地区の住民の皆さんは、○○○○に避難を完了するよう、避難指示します。また外への移動が不可能な場合は、山側の反対側へ移動するなど少しでも安全な場所へ大至急移動するよう指示します。 こちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示(緊急)を○時○分に発令しました。未だ避難できていない方は、直ちに避難してください。対象地域は、【○○地域/○○学区/○○区/○○地先 など】です。【○○地先で土砂災害の危険が極めて高まっています など】。近くの安全な場所か、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。
		警戒レベル5 災害発生情報 発令	災害発生 命を守れ 災害発生 命を守れこちらは甲賀市災害対策本部です。警戒レベル5 災害発生情報を○時○分に発令しました。【○○地域/○○学区/○○区/○○地先 など】で、【○○地区で堤防から水があふれだしました など】。直ちに命を守る最善の行動をとってください。
①滋賀県防災情報システム(コモンズ) ②電話 ③FAX	県(メディア)	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令発令の報告</u>
		警戒レベル4 避難勧告発令	避難勧告発令の報告
		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	避難指示(緊急)発令の報告
		警戒レベル5 災害発生情報 発令	<u>災害発生情報発令の報告</u>
①電話 ②FAX	地方気象台 警察 消防署	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令発令の報告</u>
		警戒レベル4 避難勧告発令	避難勧告発令の報告
		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	避難指示(緊急)発令の報告
		警戒レベル5 災害発生情報 発令	<u>災害発生情報発令の報告</u>
平常時と同じ (団長からの指示による。)	市消防団	避難準備情報・高齢者等避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令	

伝達方法	関係機関	伝達内容の例	
		警戒レベル4 避難勧告発令	
		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	
		警戒レベル5 災害発生情報 発令	
電話、FAX、メール等	要配慮者 利用施設	避難準備情報・高齢者等 避難開始発令 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 発令	避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始) <u>避難準備・高齢者等 避難開始の発令発令の報告</u>
		警戒レベル4 避難勧告発令	避難勧告発令の報告
		警戒レベル4 避難指示 (緊急) 発令	避難指示(緊急)発令の報告
		警戒レベル5 災害発生情報 発令	<u>災害発生情報発令の報告</u>

(2) 要配慮者、避難支援関係者等への伝達

災害対策基本法改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置づけられた。

特に、要配慮者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要である。

①避難行動要支援者への伝達

要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、障がい等の特性に応じた、多様な伝達手段を活用し、確実に情報を周知する。

また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者と事前に名簿情報を共有することとする。

避難行動要支援者への伝達手段

障がい等の特性	伝達手段
聴覚障がい者	・FAXによる災害情報配信 ・聴覚障がい者用情報受信装置 ・戸別受信機（表示板付き）
視覚障がい者	・受信メールを読み上げる携帯電話 ・戸別受信機
肢体不自由者	・フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他	・あいこうか緊急メール等による送信 ・字幕放送・解説放送（副音声や2か国語放送など2つ以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送） ・手話放送 ・Facebook等のインターネットを通じた情報提供

②要配慮者利用施設の施設管理者への伝達

土砂災害防止法及び水防法では、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の施設管理者等に対し、市からの洪水予報等の伝達方法が定められるとともに、避難確保計画の作成・公表等が義務として位置付けられている。詳細な施設については、地域防災計画資料編 P. 資3-65、66、83に示す。

避難確保計画には避難勧告等の伝達方法についても定められていることから、市は電話、FAX、メール等で伝達するものとする。

(3) 県や関係機関への伝達

避難勧告等を発令したときは、市長はその旨を県知事に報告する必要がある。情報伝達は滋賀県防災情報システム（Lアラート）により行うものとする。また、この他、地方気象台、警察、消防署、市消防団等の関係機関には、電話・FAX等で伝達するものとする。

(4) 避難所施設管理者（区・自治会長）への伝達

避難場所、避難所の開設が決定したときは、避難所施設管理者に対して避難場所、避難所の開設準備を指示する必要がある。情報伝達は電話、甲賀市緊急情報伝達システム（特定配信メール）により行うものとする。